

議案第19号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医療職給料表（二）（その4）の部を次のように改める。

別表第1（第3条関係）医療職給料表（二）（その4） 別紙1 添付

別表第2 医療職給料表（二） 級別標準職務表（その4）の部を次のように改める。

医療職給料表（二） 級別標準職務表

（その4）

職務の級	職務の内容
1級	准看護師の職務
2級	保健師、助産師、看護師及び看護専任教員の職務
3級	係長の職務又はこれに相当する職務
4級	課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務
5級	室長の職務又はこれに相当する職務
6級	部長の職務又はこれに相当する職務

別表第3 医療職給料表（二） 昇格時号給対応表（その4）の部を次のように改める。

別表第3（第6条関係）医療職給料表（二） 昇格時号給対応表（その4） 別紙2 添付

（宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号ア及び同項第4号並びに第15条第1項第1号ア及び同項第4号中「3級」の次に「以上」を加える。

別表中

「

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、病院長
行政職6級以上、消防職6級及び医療職（一）3級の職務にある者並びにこれらに相当する者
行政職5級、消防職5級、医療職（一）2級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職（二）4級の職務にある者並びにこれらに相当する者

」

を

「

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者
行政職6級以上、消防職6級、医療職（一）3級以上及び医療職（二）5級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者
行政職5級、消防職5級、医療職（一）2級のうち主任医長及び医療職（二）4級の職務にある者並びにこれらに相当する者

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

第2条 令和2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げる職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において第1条の規定による改正前の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、新級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、市長は、必要な調整を行うことができる。

(職務の級等の基礎)

第5条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、旧条例の規定に従って定められたものでなければならない。

(職務の級等の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認める場合は、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると市長が認める場合は、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表第1

給料表	旧級	新級
医療職給料表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級（主任の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	2級
	3級（係長の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	3級
	3級（課長若しくは副課長の職務又はこれらに相当する職務のものに限る。）	4級
	4級（室長の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	5級
	4級（部長の職務又はこれに相当する職務の者に限る。）	6級

附則別表第2

医療職（二）号給切替表

旧号給	1級	2級 （旧級 が2 級の 者）	2級 （旧級 が3 級の 者）	3級	4級	5級	6級
1	1	1	2 5	1	1	1	1

2	2	2	2 5	1	1	1	1
3	3	3	2 5	1	1	1	1
4	4	4	2 5	1	1	1	1
5	5	5	2 5	1	1	1	1
6	6	6	2 5	1	1	1	1
7	7	7	2 5	1	1	1	1
8	8	8	2 5	1	1	1	1
9	9	9	2 5	1	1	1	1
1 0	1 0	1 0	2 5	1	1	1	1
1 1	1 1	1 1	2 5	1	1	1	1
1 2	1 2	1 2	2 5	1	1	1	1
1 3	1 3	1 3	2 5	1	1	1	1
1 4	1 4	1 4	2 6	1	1	1	1
1 5	1 5	1 5	2 7	1	1	1	1
1 6	1 6	1 6	2 8	1	1	1	1
1 7	1 7	1 7	2 9	1	1	1	1
1 8	1 8	1 8	3 0	1	1	1	1
1 9	1 9	1 9	3 1	1	1	1	1
2 0	2 0	2 0	3 2	1	1	1	1
2 1	2 1	2 1	3 3	1	1	1	1
2 2	2 2	2 2	3 4	2	1	1	1
2 3	2 3	2 3	3 5	3	1	1	1
2 4	2 4	2 4	3 6	4	1	1	1
2 5	2 5	2 5	3 7	5	1	1	1
2 6	2 6	2 6	3 8	6	1	2	2
2 7	2 7	2 7	3 9	7	1	3	3
2 8	2 8	2 8	4 0	8	1	4	4
2 9	2 9	2 9	4 1	9	1	5	5
3 0	3 0	3 0	4 2	1 0	1	6	6

3 1	3 1	3 1	4 3	1 1	1	7	7
3 2	3 2	3 2	4 4	1 2	1	8	8
3 3	3 3	3 3	4 5	1 3	1	9	9
3 4	3 4	3 4	4 6	1 4	1	1 1	1 1
3 5	3 5	3 5	4 7	1 5	1	1 3	1 3
3 6	3 6	3 6	4 8	1 6	1	1 5	1 5
3 7	3 7	3 7	4 9	1 7	1	1 7	1 7
3 8	3 8	3 8	5 0	1 8	1	1 8	1 8
3 9	3 9	3 9	5 1	1 9	1	1 9	1 9
4 0	4 0	4 0	5 2	2 0	1	2 0	2 0
4 1	4 1	4 1	5 3	2 1	1	2 1	2 1
4 2	4 2	4 2	5 4	2 2	2	2 3	2 3
4 3	4 3	4 3	5 5	2 3	3	2 5	2 5
4 4	4 4	4 4	5 6	2 4	4	2 7	2 7
4 5	4 5	4 5	5 7	2 5	5	2 9	2 9
4 6	4 6	4 6	5 8	2 6	6	3 0	3 0
4 7	4 7	4 7	5 9	2 7	7	3 1	3 1
4 8	4 8	4 8	6 0	2 8	8	3 2	3 2
4 9	4 9	4 9	6 1	2 9	9	3 3	3 3
5 0	5 0	5 0	6 2	3 0	1 0	3 5	3 4
5 1	5 1	5 1	6 3	3 1	1 1	3 7	3 5
5 2	5 2	5 2	6 4	3 2	1 2	3 9	3 6
5 3	5 3	5 3	6 5	3 3	1 3	4 1	3 7
5 4	5 4	5 4	6 6	3 4	1 4	4 2	3 8
5 5	5 5	5 5	6 7	3 5	1 5	4 3	3 9
5 6	5 6	5 6	6 8	3 6	1 6	4 4	4 0
5 7	5 7	5 7	6 9	3 7	1 7	4 5	4 1
5 8	5 8	5 8	7 0	3 8	1 8	4 8	4 2
5 9	5 9	5 9	7 1	3 9	1 9	5 1	4 4

6 0	6 0	6 0	7 2	4 0	2 0	5 4	4 5
6 1	6 1	6 1	7 3	4 1	2 1	5 7	4 7
6 2	6 2	6 2	7 4	4 2	2 2	5 9	4 8
6 3	6 3	6 3	7 5	4 3	2 3	6 1	4 9
6 4	6 4	6 4	7 6	4 4	2 4	6 3	5 0
6 5	6 5	6 5	7 7	4 5	2 5	6 5	5 3
6 6	6 6	6 6	7 8	4 6	2 6	6 9	5 5
6 7	6 7	6 7	7 9	4 7	2 7	7 3	5 7
6 8	6 8	6 8	8 0	4 8	2 8	7 7	6 1
6 9	6 9	6 9	8 1	4 9	2 9	7 7	6 2
7 0	7 0	7 0	8 2	5 0	3 0	7 7	6 3
7 1	7 1	7 1	8 3	5 1	3 1	7 7	6 4
7 2	7 2	7 2	8 4	5 2	3 2	7 7	6 5
7 3	7 3	7 3	8 5	5 3	3 3	7 7	6 6
7 4	7 4	7 4	8 6	5 4	3 4	7 7	6 7
7 5	7 5	7 5	8 7	5 5	3 5	7 7	6 8
7 6	7 6	7 6	8 8	5 6	3 6	7 7	6 9
7 7	7 7	7 7	8 9	5 7	3 7	7 7	6 9
7 8	7 8	7 8	9 0	5 8	3 8	7 7	6 9
7 9	7 9	7 9	9 1	5 9	3 9	7 7	6 9
8 0	8 0	8 0	9 2	6 0	4 0	7 7	6 9
8 1	8 1	8 1	9 3	6 1	4 1	7 7	6 9
8 2	8 2	8 2	9 4	6 2	4 2		
8 3	8 3	8 3	9 5	6 3	4 3		
8 4	8 4	8 4	9 6	6 4	4 4		
8 5	8 5	8 5	9 7	6 5	4 5		
8 6	8 6	8 6	9 8	6 6	4 6		
8 7	8 7	8 7	9 9	6 7	4 7		
8 8	8 8	8 8	1 0 0	6 8	4 8		

8 9	8 9	8 9	1 0 1	6 9	4 9		
9 0	9 0	9 0	1 0 2	7 0	5 0		
9 1	9 1	9 1	1 0 3	7 1	5 1		
9 2	9 2	9 2	1 0 4	7 2	5 2		
9 3	9 3	9 3	1 0 5	7 3	5 3		
9 4	9 4	9 4	1 0 6	7 4	5 4		
9 5	9 5	9 5	1 0 7	7 5	5 5		
9 6	9 6	9 6	1 0 8	7 6	5 6		
9 7	9 7	9 7	1 0 9	7 7	5 7		
9 8		9 8	1 1 0	7 8	5 8		
9 9		9 9	1 1 1	7 9	5 9		
1 0 0		1 0 0	1 1 2	8 0	6 0		
1 0 1		1 0 1	1 1 3	8 1	6 1		
1 0 2		1 0 2	1 1 5	8 2	6 2		
1 0 3		1 0 3	1 1 7	8 3	6 3		
1 0 4		1 0 4	1 1 9	8 4	6 4		
1 0 5		1 0 5	1 2 1	8 5	6 5		
1 0 6		1 0 6	1 2 2	8 6	6 6		
1 0 7		1 0 7	1 2 3	8 7	6 7		
1 0 8		1 0 8	1 2 4	8 8	6 8		
1 0 9		1 0 9	1 2 5	8 9	6 9		
1 1 0		1 1 0	1 2 6	9 0	7 0		
1 1 1		1 1 1	1 2 7	9 1	7 1		
1 1 2		1 1 2	1 2 8	9 2	7 2		
1 1 3		1 1 3	1 2 9	9 3	7 3		
1 1 4		1 1 4	1 3 0	9 4	7 4		
1 1 5		1 1 5	1 3 1	9 5	7 5		
1 1 6		1 1 6	1 3 2	9 6	7 6		
1 1 7		1 1 7	1 3 3	9 7	7 7		

1 1 8		1 1 8	1 3 4	9 8	7 8		
1 1 9		1 1 9	1 3 5	9 9	7 9		
1 2 0		1 2 0	1 3 6	1 0 0	8 0		
1 2 1		1 2 1	1 3 7	1 0 1	8 1		
1 2 2		1 2 2	1 3 8	1 0 2	8 2		
1 2 3		1 2 3	1 3 9	1 0 3	8 3		
1 2 4		1 2 4	1 4 0	1 0 4	8 4		
1 2 5		1 2 5	1 4 1	1 0 5	8 5		
1 2 6		1 2 6	1 4 1	1 0 6	8 6		
1 2 7		1 2 7	1 4 2	1 0 7	8 7		
1 2 8		1 2 8	1 4 2	1 0 8	8 8		
1 2 9		1 2 9	1 4 3	1 0 9	8 9		
1 3 0		1 3 0	1 4 3	1 1 0	9 0		
1 3 1		1 3 1	1 4 4	1 1 1	9 1		
1 3 2		1 3 2	1 4 4	1 1 2	9 2		
1 3 3		1 3 3	1 4 5	1 1 3	9 3		
1 3 4		1 3 4	1 4 6	1 1 4	9 3		
1 3 5		1 3 5	1 4 7	1 1 5	9 3		
1 3 6		1 3 6	1 4 8	1 1 6	9 3		
1 3 7		1 3 7	1 4 9	1 1 7	9 3		
1 3 8		1 3 8	1 4 9	1 1 8	9 3		
1 3 9		1 3 9	1 4 9	1 1 9	9 3		
1 4 0		1 4 0	1 4 9	1 2 0	9 3		
1 4 1		1 4 1	1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 2		1 4 2	1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 3		1 4 3	1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 4		1 4 4	1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 5		1 4 5	1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 6			1 4 9	1 2 1	9 3		

1 4 7			1 4 9	1 2 1	9 3		
1 4 8			1 4 9	1 2 1	9 3		

別紙 1

医療職給料表（二）

（その 4）

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給						
再任用 職員以 外の職 員	1	192,700	212,000	262,700	304,800	346,200	363,400
	2	193,900	213,300	263,700	306,300	348,000	365,400
	3	195,100	214,600	264,700	307,800	349,700	367,400
	4	196,300	215,800	265,700	309,300	351,400	369,400
	5	197,400	217,000	266,700	310,800	353,100	371,300
	6	198,700	218,500	268,000	312,400	354,800	373,300
	7	200,000	219,900	269,300	314,000	356,500	375,300
	8	201,200	221,300	270,600	315,500	358,200	377,300
	9	202,300	222,700	271,800	317,000	359,900	379,200
	10	203,700	224,300	272,800	318,600	361,600	380,900
	11	205,000	225,800	273,800	320,200	363,300	382,600
	12	206,300	227,300	274,900	321,700	364,900	384,300
	13	207,400	228,500	276,000	323,200	366,500	385,900
	14	208,800	230,100	277,600	324,800	368,100	387,600
	15	210,100	231,700	279,300	326,400	369,700	389,300
	16	211,400	233,300	280,900	328,000	371,300	391,000
	17	212,500	234,600	282,200	329,500	372,800	392,700
	18	213,900	236,300	283,400	331,100	374,300	394,300
	19	215,300	238,000	284,300	332,600	375,800	395,800
	20	216,700	239,700	285,300	334,300	377,200	397,300
	21	218,000	241,400	286,400	335,800	378,600	398,800
	22	219,500	242,900	288,400	337,400	380,000	400,400
	23	221,000	244,400	290,300	339,100	381,400	402,000
	24	222,500	245,900	292,200	340,700	382,800	403,600
	25	223,600	247,000	293,900	341,700	384,200	405,200
	26	225,200	248,400	295,800	343,200	385,600	406,600

2 7	226,700	249,700	297,500	344,600	386,900	408,000
2 8	228,200	250,900	299,200	346,100	388,200	409,400
2 9	229,400	252,000	301,000	347,600	389,400	410,700
3 0	231,000	253,100	302,700	349,200	390,600	411,900
3 1	232,500	254,300	304,400	350,800	391,700	413,100
3 2	234,000	255,300	306,000	352,300	392,700	414,300
3 3	235,300	256,200	307,500	353,800	393,700	415,500
3 4	236,700	257,900	309,300	355,300	394,700	416,700
3 5	238,100	259,500	311,100	356,900	395,700	417,900
3 6	239,500	261,100	312,900	358,500	396,600	419,100
3 7	240,700	262,700	314,500	359,700	397,500	420,200
3 8	241,900	263,700	316,100	361,300	398,400	421,300
3 9	243,100	264,600	317,800	362,900	399,200	422,400
4 0	244,300	265,700	319,500	364,400	399,900	423,500
4 1	245,300	266,200	320,900	365,900	400,600	424,600
4 2	246,500	267,200	322,400	367,000	401,300	425,200
4 3	247,600	268,000	323,900	368,400	402,000	425,800
4 4	248,800	268,900	325,400	369,800	402,600	426,400
4 5	249,700	270,000	326,800	371,100	403,200	427,000
4 6	250,900	270,700	328,200	372,300	403,900	427,600
4 7	252,000	271,800	329,700	373,700	404,500	428,200
4 8	252,800	273,000	331,300	375,000	405,100	428,800
4 9	253,700	274,300	332,400	376,200	405,700	429,400
5 0	254,800	275,400	333,900	377,400	406,300	430,000
5 1	255,900	276,600	335,300	378,700	406,900	430,600
5 2	257,000	278,000	336,800	379,900	407,500	431,200
5 3	258,000	279,300	338,400	381,000	408,100	431,800
5 4	259,100	280,600	339,900	382,200	408,700	432,200
5 5	260,100	281,600	341,500	383,500	409,300	432,600
5 6	261,000	282,800	343,000	384,800	409,900	433,000
5 7	261,800	284,400	344,700	385,800	410,500	433,400
5 8	262,900	286,000	346,300	386,800	411,100	433,800

5 9	263, 800	287, 300	347, 800	387, 800	411, 700	434, 200
6 0	264, 800	288, 600	349, 400	388, 600	412, 300	434, 600
6 1	265, 800	289, 900	350, 600	389, 200	412, 900	435, 000
6 2	267, 000	291, 500	352, 100	389, 800	413, 300	435, 400
6 3	268, 000	293, 200	353, 600	390, 400	413, 700	435, 800
6 4	269, 000	294, 700	355, 000	391, 100	414, 100	436, 200
6 5	270, 100	296, 000	356, 600	391, 900	414, 500	436, 600
6 6	271, 200	297, 600	357, 600	392, 500	414, 900	
6 7	272, 200	299, 200	359, 100	393, 200	415, 300	
6 8	273, 100	300, 900	360, 400	393, 800	415, 700	
6 9	274, 000	302, 300	361, 800	394, 500	416, 100	
7 0	275, 100	303, 800	363, 200	395, 000	416, 500	
7 1	276, 200	305, 400	364, 500	395, 600	416, 900	
7 2	277, 300	307, 000	365, 900	396, 200	417, 300	
7 3	278, 300	308, 300	367, 400	396, 800	417, 700	
7 4	279, 400	309, 700	368, 600	397, 300	418, 100	
7 5	280, 400	311, 100	369, 700	397, 900	418, 500	
7 6	281, 400	312, 600	370, 900	398, 300	418, 900	
7 7	282, 200	314, 100	372, 000	398, 900	419, 300	
7 8	283, 200	315, 600	372, 900	399, 400		
7 9	284, 200	317, 100	373, 900	399, 800		
8 0	285, 100	318, 600	374, 900	400, 300		
8 1	286, 000	320, 000	375, 500	400, 900		
8 2	286, 800	321, 500	376, 300	401, 300		
8 3	287, 600	323, 000	377, 100	401, 600		
8 4	288, 400	324, 500	377, 900	401, 900		
8 5	288, 900	326, 000	378, 600	402, 300		
8 6	289, 700	327, 500	379, 300	402, 800		
8 7	290, 400	329, 000	380, 100	403, 200		
8 8	291, 100	330, 500	380, 800	403, 700		
8 9	291, 800	332, 000	381, 400	404, 200		
9 0	292, 300	333, 500	382, 000	404, 700		

9 1	292, 800	335, 000	382, 700	405, 200		
9 2	293, 300	336, 500	383, 300	405, 600		
9 3	293, 800	338, 000	384, 000	406, 000		
9 4	294, 200	339, 400	384, 500	406, 400		
9 5	294, 600	340, 800	385, 100	406, 800		
9 6	295, 000	342, 300	385, 600	407, 200		
9 7	295, 300	343, 800	386, 000	407, 600		
9 8		345, 100	386, 600			
9 9		346, 400	387, 100			
1 0 0		347, 700	387, 400			
1 0 1		349, 000	387, 700			
1 0 2		350, 200	388, 200			
1 0 3		351, 400	388, 600			
1 0 4		352, 600	388, 900			
1 0 5		353, 800	389, 200			
1 0 6		355, 000	389, 700			
1 0 7		356, 200	390, 200			
1 0 8		357, 400	390, 600			
1 0 9		358, 500	390, 900			
1 1 0		359, 500	391, 300			
1 1 1		360, 500	391, 800			
1 1 2		361, 400	392, 200			
1 1 3		362, 300	392, 600			
1 1 4		363, 200	393, 200			
1 1 5		364, 000	393, 800			
1 1 6		364, 800	394, 400			
1 1 7		365, 600	395, 000			
1 1 8		366, 400	395, 600			
1 1 9		367, 100	396, 200			
1 2 0		367, 800	396, 800			
1 2 1		368, 500	397, 400			
1 2 2		369, 100				

	1 2 3		369,700				
	1 2 4		370,300				
	1 2 5		370,900				
	1 2 6		371,500				
	1 2 7		372,100				
	1 2 8		372,700				
	1 2 9		373,200				
	1 3 0		373,800				
	1 3 1		374,400				
	1 3 2		375,000				
	1 3 3		375,500				
	1 3 4		376,100				
	1 3 5		376,700				
	1 3 6		377,300				
	1 3 7		377,800				
	1 3 8		378,400				
	1 3 9		379,000				
	1 4 0		379,500				
	1 4 1		380,000				
	1 4 2		380,500				
	1 4 3		381,000				
	1 4 4		381,500				
	1 4 5		382,000				
	1 4 6		382,500				
	1 4 7		383,000				
	1 4 8		383,500				
	1 4 9		384,000				
再任用 職員		235,100	272,800	289,100	326,200	346,100	370,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護専門学校に勤務する看護専任教員で市長が定めるものに適用する。

別紙 2

医療職給料表（二）昇格時号給対応表

（その 4）

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	6
7	1	1	1	1	7
8	1	1	1	1	8
9	1	1	1	1	9
10	2	1	1	1	10
11	3	1	1	1	11
12	4	1	1	1	12
13	5	1	1	1	13
14	6	1	1	1	14
15	7	1	1	1	15
16	8	1	1	1	16
17	9	1	1	1	17
18	10	1	1	2	18
19	11	1	1	3	19
20	12	1	1	4	20
21	13	1	1	5	21
22	14	1	2	6	22
23	15	1	3	7	23
24	16	1	4	8	24
25	17	1	5	9	25
26	18	1	6	10	26
27	19	1	7	11	27
28	20	1	8	12	28
29	21	1	9	13	29
30	22	2	10	14	30
31	23	3	11	15	31

3 2	2 4	4	1 2	1 6	3 2
3 3	2 5	5	1 3	1 7	3 3
3 4	2 6	6	1 4	1 8	3 3
3 5	2 7	7	1 5	1 9	3 4
3 6	2 8	8	1 6	2 0	3 4
3 7	2 9	9	1 7	2 1	3 5
3 8	3 0	1 0	1 8	2 2	3 5
3 9	3 1	1 1	1 9	2 3	3 6
4 0	3 2	1 2	2 0	2 4	3 6
4 1	3 3	1 3	2 1	2 5	3 7
4 2	3 4	1 4	2 2	2 6	3 8
4 3	3 5	1 5	2 3	2 7	3 9
4 4	3 6	1 6	2 4	2 8	4 0
4 5	3 7	1 7	2 5	2 9	4 1
4 6	3 8	1 8	2 6	3 0	4 1
4 7	3 9	1 9	2 7	3 1	4 2
4 8	4 0	2 0	2 8	3 2	4 2
4 9	4 1	2 1	2 9	3 3	4 3
5 0	4 2	2 2	3 0	3 4	4 3
5 1	4 3	2 3	3 1	3 5	4 4
5 2	4 4	2 4	3 2	3 6	4 4
5 3	4 5	2 5	3 3	3 7	4 5
5 4	4 6	2 6	3 4	3 8	4 5
5 5	4 7	2 7	3 5	3 9	4 6
5 6	4 8	2 8	3 6	4 0	4 6
5 7	4 9	2 9	3 7	4 1	4 7
5 8	5 0	3 0	3 8	4 2	4 7
5 9	5 1	3 1	3 9	4 3	4 8
6 0	5 2	3 2	4 0	4 4	4 8
6 1	5 3	3 3	4 1	4 5	4 9
6 2	5 4	3 4	4 2	4 6	5 0
6 3	5 5	3 5	4 3	4 7	5 1
6 4	5 6	3 6	4 4	4 8	5 2
6 5	5 7	3 7	4 5	4 9	5 3
6 6	5 8	3 8	4 6	5 0	5 3
6 7	5 9	3 9	4 7	5 1	5 4
6 8	6 0	4 0	4 8	5 2	5 4

6 9	6 1	4 1	4 9	5 3	5 5
7 0	6 2	4 2	5 0	5 4	5 5
7 1	6 3	4 3	5 1	5 5	5 6
7 2	6 4	4 4	5 2	5 6	5 6
7 3	6 5	4 5	5 3	5 7	5 7
7 4	6 6	4 6	5 4	5 8	5 8
7 5	6 7	4 7	5 5	5 9	5 9
7 6	6 8	4 8	5 6	6 0	6 0
7 7	6 9	4 9	5 7	6 1	6 1
7 8	6 9	5 0	5 8	6 2	
7 9	7 0	5 1	5 9	6 3	
8 0	7 0	5 2	6 0	6 4	
8 1	7 1	5 3	6 1	6 5	
8 2	7 1	5 4	6 2	6 6	
8 3	7 2	5 5	6 3	6 7	
8 4	7 2	5 6	6 4	6 8	
8 5	7 3	5 7	6 5	6 9	
8 6	7 3	5 8	6 6	7 0	
8 7	7 3	5 9	6 7	7 1	
8 8	7 4	6 0	6 8	7 2	
8 9	7 4	6 1	6 9	7 3	
9 0	7 4	6 2	7 0	7 4	
9 1	7 5	6 3	7 1	7 5	
9 2	7 5	6 4	7 2	7 6	
9 3	7 5	6 5	7 3	7 7	
9 4	7 6	6 6	7 4	7 7	
9 5	7 6	6 7	7 5	7 7	
9 6	7 6	6 8	7 6	7 7	
9 7	7 7	6 9	7 7	7 7	
9 8		7 0	7 8		
9 9		7 1	7 9		
1 0 0		7 2	8 0		
1 0 1		7 3	8 1		
1 0 2		7 4	8 2		
1 0 3		7 5	8 3		
1 0 4		7 6	8 4		
1 0 5		7 7	8 5		

1 0 6		7 8	8 6		
1 0 7		7 9	8 7		
1 0 8		8 0	8 8		
1 0 9		8 1	8 9		
1 1 0		8 1	9 0		
1 1 1		8 2	9 1		
1 1 2		8 2	9 2		
1 1 3		8 3	9 3		
1 1 4		8 3	9 5		
1 1 5		8 4	9 7		
1 1 6		8 4	9 7		
1 1 7		8 5	9 7		
1 1 8		8 6	9 7		
1 1 9		8 7	9 7		
1 2 0		8 8	9 7		
1 2 1		8 9	9 7		
1 2 2		9 0			
1 2 3		9 1			
1 2 4		9 2			
1 2 5		9 3			
1 2 6		9 4			
1 2 7		9 5			
1 2 8		9 6			
1 2 9		9 7			
1 3 0		9 8			
1 3 1		9 9			
1 3 2		1 0 0			
1 3 3		1 0 1			
1 3 4		1 0 2			
1 3 5		1 0 3			
1 3 6		1 0 4			
1 3 7		1 0 5			
1 3 8		1 0 7			
1 3 9		1 0 9			
1 4 0		1 1 1			
1 4 1		1 1 3			
1 4 2		1 1 4			

1 4 3		1 1 5			
1 4 4		1 1 6			
1 4 5		1 1 7			
1 4 6		1 1 8			
1 4 7		1 1 9			
1 4 8		1 2 0			
1 4 9		1 2 1			

議案第19号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級____の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者については、上級の運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級____の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者が第2号に規定する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級<u>以上</u>の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者については、上級の運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級<u>以上</u>の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者が第2号に規定する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び特別船室料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級____の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者については、中級の運賃</p> <p>イ (略)</p>	<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び特別船室料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級<u>以上</u>の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者については、中級の運賃</p> <p>イ (略)</p>

(2)・(3) (略)

(4) 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級___の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者が前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

2 (略)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

【別記 参照】

(2)・(3) (略)

(4) 行政職給料表2級以上の一般行政職及び3級以上の技能・労務職、消防職給料表2級以上並びに医療職給料表(一)及び医療職給料表(二)2級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者が前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

2 (略)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

【別記 参照】

【別記】

※この新旧対照については、宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)に、宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第32号)附則第8条の規定による改正が溶け込んだものを現行として作成しています。

(現行)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

級別	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
1級	<u>市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、病院長</u>	3,200円	14,000円	3,200円
2級	<u>行政職6級以上、消防職6級及び医療職(一)3級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
3級	<u>行政職5級、消防職5級、医療職(一)2級のうち主任医長及び健康センター所長並びに医療職(二)4級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円

(改正案)

別表(第18条、第19条、第20条、第22条関係)

級別	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
1級	<u>市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者</u>	3,200円	14,000円	3,200円
2級	<u>行政職6級以上、消防職6級、医療職(一)3級以上及び医療職(二)5級以上の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円
3級	<u>行政職5級、消防職5級、医療職(一)2級のうち主任医長及び医療職(二)4級の職務にある者並びにこれらに相当する者</u>	2,800円	13,000円	2,800円

議案第20号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部改正）

第1条 宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

（宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 宝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第20号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例(平成23年条例第2号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(公益通報)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、公益通報をすることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方自治法第242条第1項の規定による請求がされている事案又は<u>同条第4項</u>の手続が終了した事案に関連する事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公益通報)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、公益通報をすることができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方自治法第242条第1項の規定による請求がされている事案又は<u>同条第5項</u>の手続が終了した事案に関連する事項</p> <p>3 (略)</p>

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第29号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第47号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項__の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

議案第 21 号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条第 1 項及び第 7 条第 1 項、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

（任期の更新）

第 3 条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が 5 年に満たない場合にあつては、採用した日から 5 年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（給与の特例）

第 4 条 第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	315,500 円

2	349,300円
3	399,300円
4	460,300円
5	519,500円
6	592,900円
7	699,700円

- 2 任命権者は、任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて任命権者が定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、前項の規定により任期付職員の号給を決定した場合において、当該任期付職員の給料月額が特別の事情により第1項の給料表に掲げる当該号給の給料月額により難しいときは、同項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる当該号給の給料月額を超えない範囲内で任命権者が定める額とすることができる。
- 4 前3項の規定による号給及び給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外)

第5条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）第3条から第9条まで、第11条及び第11条の3の規定は、任期付職員には適用しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 22 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 9 号中「同条第 4 項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 35 条第 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 条の 2 第 9 号の規定は、施行日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第22号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>同条第4項</u></p> <hr/> <p>中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項</u>中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(10) (略)</p>

議案第 23 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

宝塚市印鑑条例（昭和 48 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「15 歳未満の者及び成年被後見人」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (1) 15 歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市印鑑条例(昭和48年条例第27号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により宝塚市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。ただし、<u>15歳未満の者及び成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により宝塚市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する者は、</u>印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) <u>15歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p>

議案第 24 号

障害者等の「障害」の表記を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

障害者等の「障害」の表記を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

障害者等の「障害」の表記を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例
(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会の項中「宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」を「宝塚市^{がい}障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」に、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を「宝塚市障害者差別解消に関する条例」に、「障害者その他障害」を「障害者その他障害」に改める。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市指定管理者選定委員会条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 市長が管理する公の施設の部(4)の項中「宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター」を「宝塚市立安倉西身体障害者^{がい}支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター」に改める。

別表第 2 1 市長が管理する公の施設の部(4)の項中「宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター」を「宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター」に、「宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会」を「宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会」に改める。

(宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項中「重度心身障害者」を「重度心身^{がい}障害者」に改め、同表(4)の項中「障害者」を「障害者」に改め、同表(7)の項中「在宅重症心身障害者」を「在宅重症心身障害者」に改め、同表(8)の項中「障害者」を「障害者」に改める。

別表第2(14)の項中「重度心身障害者」を「重度心身^{がい}障害者」に改め、同表(15)の項中「障害者」を「障害者」に改め、同表(18)の項中「在宅重症心身障害者」を「在宅重症心身障害者」に改め、同表(19)の項中「障害者」を「障害者」に改める。

（職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「妊娠障害等」を「妊娠^{がい}障害等」に改める。

（宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

第8条第4号中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

（宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

第9条中「障害が」を「^{がい}障害が」に改める。

第10条第2項中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

第10条の2中「障害であって」を「^{がい}障害であって」に改める。

第12条第1項第4号中「障害に」を「^{がい}障害に」に改める。

附則第2条中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

附則第5条中「障害又は」を「^{がい}障害又は」に、「障害について」を「^{がい}障害について」に改める。

別表第1備考中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

別表第2備考中「障害は」を「^{がい}障害は」に改める。

(宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第7条 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「障害見舞金」を「障害見舞金」に改める。

第1条中「障害」を「障害^{がい}」に改める。

第8条第1項中「障害が」を「障害が」に改める。

第9条第1項中「障害の程度」を「障害の程度」に改め、同条第2項中「障害のある者」を「障害のある者」に、「障害の程度」を「障害の程度」に改める。

第11条及び第12条第2項中「障害」を「障害」に改める。

別表中「障害見舞金」を「障害見舞金」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「障害」を「障害^{がい}」に改める。

第11条第2項第6号中「障害」を「障害」に改める。

(宝塚市市税条例の一部改正)

第9条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第85条の2の見出し中「身体障害者等」を「身体障害者^{がい}等」に改め、同条第1項中「障害」を「障害」に、「身体障害者」を「身体障害者」に、「精神障害者」を「精神障害者」に、「身体障害者等」を「身体障害者等」に改め、同条第2項中「身体障害者又は身体障害者等」を「身体障害者又は身体障害者等」に、「身体障害者等」を「身体障害者等」に、「障害名及び障害」を「障害名及び障害」に改める。

(宝塚市福祉基金条例の一部改正)

第10条 宝塚市福祉基金条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者」を「心身障害者^{がい}」に改める。

第5条第1号中「心身障害者」を「心身障害者」に改める。

(宝塚市障害福祉基金条例の一部改正)

第11条 宝塚市障害福祉基金条例（平成29年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市障害福祉基金条例

第1条中「障害者」を「障害^{がい}者」に、「宝塚市障害福祉基金」を「宝塚市障害福祉基金」に改める。

(宝塚市立学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第12条 宝塚市立学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「障害^{がい}」に改める。

(宝塚市総合福祉センター条例の一部改正)

第13条 宝塚市総合福祉センター条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害者及び障害児」を「障害^{がい}者及び障害児」に改める。

第10条第1項第2号中「障害者及び障害児」を「障害^{がい}者及び障害児」に改める。

(宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第14条 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者、精神障害者、知的障害者」を「身体障害^{がい}者、精神障害^{がい}者、知的障害^{がい}者」に改める。

第2条第1項第6号中「知的障害者と」を「知的障害^{がい}者と」に改める。

(宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第15条 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害を」を「障害^{がい}を」に改める。

第9条中「障害が」を「障害^{がい}が」に、「障害者」を「障害^{がい}者」に改める。

第10条中「障害者」を「障害^{がい}者」に改める。

(宝塚市子ども条例の一部改正)

第16条 宝塚市子ども条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

前文中「障害」を「障害^{がい}」に改める。

第9条第3項中「障害」を「障害^{がい}」に改める。

(宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例の一部改正)

第17条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「乳幼児の障害」を「乳幼児の^{がい}障害」に改める。

(宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第18条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第37条第1号中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

第40条中「乳幼児の障害」を「乳幼児の^{がい}障害」に改める。

(宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第19条 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第154条第1項中「障害」を「^{がい}障害」に改める。

(宝塚市障害者差別解消に関する条例の一部改正)

第20条 宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)の一部を次のように改正する

題名を次のように改める。

宝塚市^{がい}障害者差別解消に関する条例

目次中「障害を理由とする差別を解消するための施策」を「^{がい}障害を理由とする差別を解消するための施策」に、「障害を理由とする差別の解消のための手続」を「^{がい}障害を理由とする差別の解消のための手続」に、「宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」を「宝塚市^{がい}障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」に改める。

前文中「障害の」を「^{がい}障害の」に、「障害を」を「^{がい}障害を」に改める。

本則(第2条第6号及び第8条並びに第3章の規定を除く。)中「障害」を「^{がい}障害」に、「障害者」を「^{がい}障害者」に、「宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」を「宝塚市^{がい}障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会」に改める。

第2条第1号中「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害」を「^{がい}身体障害、^{がい}知的障害、^{がい}精神障害、^{がい}発達障害」に改める。

(宝塚市子ども発達支援センター条例の一部改正)

第21条 宝塚市子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「知的障害」を「知的^{がい}障碍」に改め、同条第7項中「障害」を「障碍」に改める。

(宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部改正)

第22条 宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市立身体障碍者支援センター条例

本則(第1条、第7条第1項第1号及び第10条第1項を除く。)中「身体障害者」を「身体障碍者」に、「宝塚市立身体障害者支援センター」を「宝塚市立身体障碍者支援センター」に、「宝塚市立安倉西身体障害者支援センター」を「宝塚市立安倉西身体障碍者支援センター」に、「宝塚市立安倉南身体障害者支援センター」を「宝塚市立安倉南身体障碍者支援センター」に改める。

第1条中「身体障害者に」を「身体^{がい}障碍者に」に、「身体障害者の」を「身体障碍者の」に、「宝塚市立身体障害者支援センター」を「宝塚市立身体障碍者支援センター」に改める。

第7条第1項第1号中「身体障害者で」を「身体障碍者で」に改める。

(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例附則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となった者の措置に関する条例の一部改正)

第23条 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例附則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となった者の措置に関する条例(昭和45年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「心身障害者」を「心身^{がい}障碍者」に、「「障害者」」を「「障碍者」」に改める。

第6条中「障害者」を「障碍者」に改める。

(宝塚市国民健康保険税条例の一部改正)

第24条 宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「障害」を「^{がい}障碍」に改める。

(宝塚市介護保険条例の一部改正)

第25条 宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「障害」を「^{がい}障碍」に改める。

第17条第1項第2号中「障害」を「^{がい}障碍」に改める。

(宝塚市自転車の安全利用に関する条例の一部改正)

第26条 宝塚市自転車の安全利用に関する条例（平成25年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「障害者」を「^{がい}障碍者」に改める。

(宝塚市民の文化芸術に関する基本条例の一部改正)

第27条 宝塚市民の文化芸術に関する基本条例（平成25年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「障害者」を「^{がい}障碍者」に改め、同条第2項中「障害者」を「^{がい}障碍者」に改める。

(宝塚市立口腔保健センター条例の一部改正)

第28条 宝塚市立口腔保健センター条例（平成7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「障害者及び障害児」を「^{がい}障碍者及び^{がい}障碍児」に改める。

(宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部改正)

第29条 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例（平成15年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2(8)の項中「知的障害者」を「知的^{がい}障碍者」に改める。

(宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正)

第30条 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市高齢者、^{がい}障碍者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

本則（第1条及び第4条を除く。）中「障害者等」を「^{がい}障碍者等」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「障害者等が」を「^{がい}障害者等が」に改め、同条第4号及び第6号中「障害者等」を「^{がい}障害者等」に改める。

(宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

第31条 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宝塚市高齢者、^{がい}障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

本則(第1条、第2条第3号及び第31条を除く。)中「障害者等」を「^{がい}障害者等」に、「視覚障害者」を「^{がい}視覚障害者」に、「障害者用駐車施設」を「^{がい}障害者用駐車施設」に、「障害者」を「^{がい}障害者」に、「障害者用」を「^{がい}障害者用」に、「障害者用停車施設」を「^{がい}障害者用停車施設」に改める。

第2条第3号中「視覚障害者に」を「^{がい}視覚障害者に」に改める。

第31条第1項中「視覚障害者の」を「^{がい}視覚障害者の」に改め、同条第3項中「視覚障害者の」を「^{がい}視覚障害者の」に、「視覚障害者を」を「^{がい}視覚障害者を」に改める。

(宝塚市営住宅管理条例の一部改正)

第32条 宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「障害」を「^{がい}障害」に改め、同項第2号中「障害の」を「^{がい}障害の」に改め、同号アを次のように改める。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

第6条第2項第2号イ中「精神障害(知的障害)」を「^{がい}精神障害(知的障害)」に改め、同号ウ中「知的障害」を「^{がい}知的障害」に、「精神障害」を「^{がい}精神障害」に改め、同項第3号中「障害」を「^{がい}障害」に改め、同条第4項第1号ア及び第5項第1号ア中「精神障害」を「^{がい}精神障害」に、「知的障害」を「^{がい}知的障害」に改める。

第9条第4項中「心身障害者」を「^{がい}心身障害者」に改める。

第55条中「身体障害者」を「^{がい}身体障害者」に改める。

(宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第33条 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「障害」を「障碍^{がい}」に改める。

（宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第34条 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「障害」を「障碍^{がい}」に改める。

（宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例の一部改正）

第35条 宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例（昭和38年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者」を「障碍者^{がい}」に改め、同条第3号中「障害」を「障碍」に改める。

第4条（見出しを含む。）及び別表第2中「障害者賞じゅつ金」を「障碍者賞じゅつ金」に改める。

（宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第36条 宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条を除く。）中「障害の状態」を「障碍の状態」に、「障害の程度」を「障碍の程度」に、「該当する障害」を「該当する障碍」に、「障害に应ずる」を「障碍に应ずる」に、「特定障害状態」を「特定障碍状態」に改める。

第2条中「障害の状態となった場合」を「障碍^{がい}の状態となった場合」に、「障害の状態となったとき」を「障碍の状態となったとき」に改める。

第5条第3項第6号中「重度心身障害者」を「重度心身障碍者」に改める。

第9条第1項中「障害が存する」を「障碍が存する」に改め、同条第5項中「程度の障害」を「程度の障碍」に改め、同条第8項中「既に障害」を「既に障碍」に、「加重後の障害が」を「加重後の障碍が」に改める。

第9条の2第1項中「障害であって」を「障碍であって」に改める。

第19条中「障害若しくは」を「障碍若しくは」に改める。

附則中「障害若しくは」を「障碍若しくは」に、「加重後の障害が」を「加重後の障碍が」に、「障害又は」を「障碍又は」に、「該当する障害」を「該当する障碍」に、

「障害について」を「障碍について」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

障害者等の「障害」の表記を改めるに伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(第1条による改正関係)
(現行)
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	<u>宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会</u>	<u>宝塚市障害者差別解消に関する条例</u> (平成28年条例第38号)第10条第1項に規定する差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんに関する事務	7人以内	知識経験者 3人以内 事業主を代表する者 2人以内 <u>障害者その他障害を理由とする差別の解消に関して理解のある者</u> 2人以内

(改正案)
(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任意務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	<u>宝塚市障害^{がい}を理由とする差別の解消に関する調整委員会</u>	<u>宝塚市障害者差別解消に関する条例</u> (平成28年条例第38号)第10条第1項に規定する差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんに関する事務	7人以内	知識経験者 3人以内 事業主を代表する者 2人以内 <u>障害者その他障害を理由とする差別の解消に関して理解のある者</u> 2人以内

宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行			改正案		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
1 市長が管理する公の施設			1 市長が管理する公の施設		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</p> </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害^{がい}者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</p> </div>		
2 (略)			2 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2(第1条関係)			別表第2(第1条関係)		
1 市長が管理する公の施設			1 市長が管理する公の施設		
区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称	区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(4)	宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター	宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会	(4)	宝塚市立安倉児童館並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センター	宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 (略)			2 (略)		

宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表(第3条による改正関係)
(現行)

別表第1(第3条関係)

執行機関	事務
市長	(3) <u>重度心身障害者</u> の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) <u>障害者</u> に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) <u>在宅重症心身障害者</u> に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(8) <u>障害者</u> に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(14) <u>重度心身障害者</u> の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(15) <u>障害者</u> に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	(18) <u>在宅重症心身障害者</u> に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(19) <u>障害者</u> に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

(改正案)

別表第1(第3条関係)

執行機関	事務
市長	(3) <u>重度心身障害者</u> ^{がい} の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) <u>障害者</u> に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) <u>在宅重症心身障害者</u> に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(8) <u>障害者</u> に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規

則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(14) <u>重度心身障害者</u> の介護者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(15) <u>障害者</u> に対するタクシー料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	(18) <u>在宅重症心身障害者</u> に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
	(19) <u>障害者</u> に対する住宅改造資金助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(産前産後の休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 妊娠から産前休暇が与えられる日の前日までの期間においても、<u>妊娠障害等</u>により勤務することが著しく困難な女性職員に対しては、その請求により通算5日以内の休暇を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(産前産後の休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 妊娠から産前休暇が与えられる日の前日までの期間においても、<u>妊娠障碍等</u>により勤務することが著しく困難な女性職員に対しては、その請求により通算5日以内の休暇を与えることができる。</p> <p>3 (略)</p>

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の^{がい}障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の^{がい}障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1の中欄に掲げる等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該負傷又は疾病による<u>障害</u>の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の等級に該当すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する<u>障害</u>が存する場合には、障害補償年金として、当該<u>障害</u>が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する<u>障害</u>が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(休業補償等の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 実施機関は、正当な事由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは<u>障害</u>若しくは通勤による負傷、疾病若しくは<u>障害</u>の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは<u>障害</u>の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者に対しては、</p>	<p>(傷病補償年金)</p> <p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1の中欄に掲げる等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該負傷又は疾病による<u>障^{がい}碍</u>の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の等級に該当すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する<u>障^{がい}碍</u>が存する場合には、障害補償年金として、当該<u>障^{がい}碍</u>が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する<u>障^{がい}碍</u>が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(休業補償等の制限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 実施機関は、正当な事由がなく療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは<u>障^{がい}碍</u>若しくは通勤による負傷、疾病若しくは<u>障^{がい}碍</u>の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは<u>障^{がい}碍</u>の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者に対しては、</p>

10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障の状態にあること。

2・3 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 この条例の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障の状態にあること。

2・3 (略)

附 則

(経過措置)

第2条 この条例の適用日前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

(この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日後に別表第2に定める等級に該当する障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

【別記1 参照】

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

【別記2 参照】

別表第1(第8条の2関係)

表 (略)

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員法災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第2の

(この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日後に別表第2に定める等級に該当する障碍の状態となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障碍又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障碍又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

【別記1 参照】

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

【別記2 参照】

別表第1(第8条の2関係)

表 (略)

備考 この表に定める等級に応ずる障碍に関しては、地方公務員法災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第2の

<p>例による。</p> <p>別表第2(第9条、第12条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。</p>	<p>例による。</p> <p>別表第2(第9条、第12条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。</p>
--	--

【別記1】

(現行)

傷病補償年金		
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金		
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

(改正案)

傷病補償年金		
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金		

	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

【別記2】

(現行)

障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

(改正案)

障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例(平成3年条例第7号)新旧対照表(第7条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職員が公務上若しくは通勤により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったとき<u>障害</u>が存する場合に、その遺族又は当該職員に対して支給する公務災害等見舞金(以下「見舞金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(見舞金の種類)</p> <p>第4条 見舞金は、死亡見舞金及び<u>障害見舞金</u>とする。</p> <p>(障害見舞金)</p> <p>第8条 <u>障害見舞金</u>は、職員が公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき法第29条第2項に規定する第1級から第14級までの障害等級に該当する<u>障害</u>が存する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2 <u>障害見舞金</u>の額は、障害等級に応じ別表に定める額とする。</p> <p>(障害見舞金の調整)</p> <p>第9条 <u>障害見舞金</u>を受けた者が当該<u>障害の程度</u>に変更があったため、新たに別表の上位の障害等級に該当するに至った場合又は同一傷病により死亡した場合は、新たに該当するに至った障害等級に応じる<u>障害見舞金</u>の額又は死亡見舞金の額から既に支給した<u>障害見舞金</u>の額を差し引いて得た額を支給する。</p> <p>2 <u>障害のある者</u>が公務上の又は通勤による負傷又は疾病により同一部位について<u>障害の程度</u>を加重した場合には、その<u>障害見舞金</u>の額から従前の障害等級に応じる<u>障害見舞金</u>の額を差し引いて得た額を支給する。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第11条 職員が故意若しくは重大な過失により死亡若しくは<u>障害</u>の原因となった事故を生じさせた場合又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより<u>障害</u>の程度を増進させ、若しくは死亡した場合は、その職員に係る見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(申請)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職員が公務上若しくは通勤により死亡した場合又は公務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったとき<u>障害</u>^{がい}が存する場合に、その遺族又は当該職員に対して支給する公務災害等見舞金(以下「見舞金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(見舞金の種類)</p> <p>第4条 見舞金は、死亡見舞金及び<u>障害見舞金</u>とする。</p> <p>(障害見舞金)</p> <p>第8条 <u>障害見舞金</u>は、職員が公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき法第29条第2項に規定する第1級から第14級までの障害等級に該当する<u>障害</u>が存する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2 <u>障害見舞金</u>の額は、障害等級に応じ別表に定める額とする。</p> <p>(障害見舞金の調整)</p> <p>第9条 <u>障害見舞金</u>を受けた者が当該<u>障害の程度</u>に変更があったため、新たに別表の上位の障害等級に該当するに至った場合又は同一傷病により死亡した場合は、新たに該当するに至った障害等級に応じる<u>障害見舞金</u>の額又は死亡見舞金の額から既に支給した<u>障害見舞金</u>の額を差し引いて得た額を支給する。</p> <p>2 <u>障害のある者</u>が公務上の又は通勤による負傷又は疾病により同一部位について<u>障害の程度</u>を加重した場合には、その<u>障害見舞金</u>の額から従前の障害等級に応じる<u>障害見舞金</u>の額を差し引いて得た額を支給する。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第11条 職員が故意若しくは重大な過失により死亡若しくは<u>障害</u>の原因となった事故を生じさせた場合又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったことにより<u>障害</u>の程度を増進させ、若しくは死亡した場合は、その職員に係る見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(申請)</p>

第12条 (略)

2 前項の規定による申請は、職員の死亡が公務上の若しくは通勤による死亡と認定された日又は公務上の若しくは通勤による負傷若しくは疾病に基づく障害の程度が決定された日から2年以内にしなければならない。

別表(第8条関係)

【別記3 参照】

第12条 (略)

2 前項の規定による申請は、職員の死亡が公務上の若しくは通勤による死亡と認定された日又は公務上の若しくは通勤による負傷若しくは疾病に基づく障碍の程度が決定された日から2年以内にしなければならない。

別表(第8条関係)

【別記3 参照】

【別記3】

(現行)

障害等級	障害見舞金の額

(改正案)

障害等級	障害見舞金の額

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第8条による改正関係)

現行	改正案
<p>(昇格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は身体若しくは精神に著しい障害がある状態となった場合は、前項の規定にかかわらず昇格させることができる。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 身体又は精神に著しい障害のある者</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(昇格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は身体若しくは精神に著しい障碍<small>が</small>ある状態となった場合は、前項の規定にかかわらず昇格させることができる。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 身体又は精神に著しい障碍<small>の</small>ある者</p> <p>3～7 (略)</p>

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(<u>身体障害者等</u>に対する種別割の減免)</p> <p>第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者(以下「<u>身体障害者</u>」という。)又は精神に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者(以下「<u>精神障害者</u>」という。)が所有する軽自動車等(<u>身体障害者又は精神障害者</u>(以下「<u>身体障害者等</u>」という。))と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障害者</u>、当該<u>身体障害者等</u>のために当該<u>身体障害者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら<u>身体障害者等</u>の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「<u>療育手帳</u>」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「<u>精神障害者保健福祉手帳</u>」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「<u>運転</u></p>	<p>(<u>身体障害^{がい}者等</u>に対する種別割の減免)</p> <p>第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者(以下「<u>身体障害者</u>」という。)又は精神に<u>障害</u>を有し歩行が困難な者(以下「<u>精神障害者</u>」という。)が所有する軽自動車等(<u>身体障害者又は精神障害者</u>(以下「<u>身体障害者等</u>」という。))と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該<u>身体障害者</u>、当該<u>身体障害者等</u>のために当該<u>身体障害者等</u>と生計を一にする者又は当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>(2) その構造が専ら<u>身体障害者等</u>の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「<u>療育手帳</u>」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「<u>精神障害者保健福祉手帳</u>」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等</u>と生計を一にする者若しくは<u>身体障害者等</u>(<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「<u>運転</u></p>

免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名及び住所

(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) 身体障害者等の氏名及び住所

(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5)・(6) (略)

3・4 (略)

宝塚市福祉基金条例(昭和45年条例第35号)新旧対照表(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 社会福祉事業のために寄せられる善意の寄付金を積み立て、これを活用することによって<u>心身障害者</u>、老人及び児童等の福祉の増進を図るため、宝塚市福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる費用に充当する場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1) <u>心身障害者</u>又は老人の福祉のための施設の新設又は拡充に要する費用</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 社会福祉事業のために寄せられる善意の寄付金を積み立て、これを活用することによって<u>心身障害者</u>^{がい}、老人及び児童等の福祉の増進を図るため、宝塚市福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる費用に充当する場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1) <u>心身障害者</u>又は老人の福祉のための施設の新設又は拡充に要する費用</p> <p>(2) (略)</p>

宝塚市障害福祉基金条例(平成29年条例第34号)新旧対照表(第11条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="300 320 616 353"><u>宝塚市障害福祉基金条例</u></p> <p data-bbox="248 365 411 398">(設置の目的)</p> <p data-bbox="220 409 798 566">第1条 <u>障害者</u>が将来にわたって安心して暮らせる社会の実現に資するため、<u>宝塚市障害福祉基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p data-bbox="906 320 1222 353"><u>宝塚市障害福祉基金条例</u></p> <p data-bbox="855 365 1018 398">(設置の目的)</p> <p data-bbox="826 409 1404 566">第1条 <u>障害^{がい}者</u>が将来にわたって安心して暮らせる社会の実現に資するため、<u>宝塚市障害福祉基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>

宝塚市立学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第17号)新旧対照表(第12条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、市立学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、<u>障害</u>又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、市立学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、<u>障^が碍</u>又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

宝塚市総合福祉センター条例(平成17年条例第37号)新旧対照表(第13条による改正関係)

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者及び障害児</u>の福祉の増進に関すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者が福祉に関する事業に関連した会議、行事等を目的として利用する場合を除き、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に住所を有する<u>障害者及び障害児</u>並びにその介添者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者及び障害児</u>の福祉の増進に関すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者が福祉に関する事業に関連した会議、行事等を目的として利用する場合を除き、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市内に住所を有する<u>障害者及び障害児</u>並びにその介添者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表(第14条による改正関係)

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、小児、<u>身体障害者、精神障害者、知的障害者</u>、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において主として精神科若しくは神経科を担当する医師が重度又は中度の<u>知的障害者</u>と判定した者</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高齢期移行者、乳児、幼児、小児、<u>身体障害^{がい}者、精神障害者、知的障害者</u>、母子家庭、父子家庭及び遺児に対して医療費の一部を助成し、もってこれらの者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において主として精神科若しくは神経科を担当する医師が重度又は中度の<u>知的障害者</u>と判定した者</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表(第15条による改正関係)

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>(災害障害見舞金の額)</p> <p>第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい^{がい}障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>(災害障害見舞金の支給)</p> <p>第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の^{がい}障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。</p> <p>(災害障害見舞金の額)</p> <p>第10条 ^{がい}障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該^{がい}障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。</p>

宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)新旧対照表(第16条による改正関係)

現行	改正案
<p>子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、<u>障害</u>などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。</p> <p>しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。</p> <p>このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。</p> <p>(子ども及びその家庭への支援)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、<u>障害</u>のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。</p>	<p>子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、<u>障^{がい}碍</u>などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切です。</p> <p>しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。</p> <p>このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育むことが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。</p> <p>(子ども及びその家庭への支援)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、<u>障^{がい}碍</u>のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。</p>

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)新旧対照表(第17条による改正関係)

現行	改正案
<p>(連携施設の確保) 第42条 (略)</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、設備等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(連携施設の確保) 第42条 (略)</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、設備等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障^{がい}碍、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧
 対照表(第18条による改正関係)

現行	改正案
<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) <u>障害</u>、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(居宅訪問型保育連携施設)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の<u>障害</u>、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) <u>障害</u>^{がい}、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(居宅訪問型保育連携施設)</p> <p>第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の<u>障害</u>、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>

宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)新旧対照表(第19条による改正関係)

現行	改正案
<p>(入退所)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(入退所)</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障碍^{がい}があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。</p> <p>2～7 (略)</p>

宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)新旧対照表(第20条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市障害者差別解消に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 <u>障害を理由とする差別を解消するための施策</u></p> <p> 第1節 普及啓発(第7条・第8条)</p> <p> 第2節 <u>障害を理由とする差別の解消のための手続</u>(第9条—第13条)</p> <p> 第3節 <u>宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会</u>(第14条)</p> <p>第3章 宝塚市障害者差別解消支援地域協議会(第15条)</p> <p>第4章 雑則(第16条・第17条)</p> <p>第5章 罰則(第18条)</p> <p>附則</p> <p>全ての市民は、<u>障害の有無にかかわらず</u>、基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。</p> <p>宝塚市は、平成11年に「シンシアのまち宝塚」を宣言し、全国に先駆けて、身体障害者補助犬支援事業に取り組むなど、人にやさしいまちづくりを推進してきました。しかしながら、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、情報、防災など様々な場面で<u>障害のある人への差別</u>が依然として存在しています。</p> <p>ここに、宝塚市は、全ての市民が<u>障害を理由とする差別の解消</u>に取り組むことにより、<u>障害のある人もない人も共に住みよいまち宝塚</u>を実現するため、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害を理由とする差別の解消</u>に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、<u>障害を理由とする差別を解消するための施策</u>を定めることにより、<u>障害を理由とする差別の解消</u>を推進し、もって<u>障害のある者</u>の人権を尊重し、<u>障害の有無にかかわらず</u>、住みよい地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市障害者差別解消に関する条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 <u>障害^{がい}を理由とする差別を解消するための施策</u></p> <p> 第1節 普及啓発(第7条・第8条)</p> <p> 第2節 <u>障害を理由とする差別の解消のための手続</u>(第9条—第13条)</p> <p> 第3節 <u>宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会</u>(第14条)</p> <p>第3章 宝塚市障害者差別解消支援地域協議会(第15条)</p> <p>第4章 雑則(第16条・第17条)</p> <p>第5章 罰則(第18条)</p> <p>附則</p> <p>全ての市民は、<u>障害の有無にかかわらず</u>、基本的人権を享有するかけがえない個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。</p> <p>宝塚市は、平成11年に「シンシアのまち宝塚」を宣言し、全国に先駆けて、身体障害者補助犬支援事業に取り組むなど、人にやさしいまちづくりを推進してきました。しかしながら、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、情報、防災など様々な場面で<u>障害のある人への差別</u>が依然として存在しています。</p> <p>ここに、宝塚市は、全ての市民が<u>障害を理由とする差別の解消</u>に取り組むことにより、<u>障害のある人もない人も共に住みよいまち宝塚</u>を実現するため、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害を理由とする差別の解消</u>に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、<u>障害を理由とする差別を解消するための施策</u>を定めることにより、<u>障害を理由とする差別の解消</u>を推進し、もって<u>障害のある者</u>の人権を尊重し、<u>障害の有無にかかわらず</u>、住みよい地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害を理由とする不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (4) 障害を理由とする不当な差別的取扱い 客観的にやむを得ないと認められる特別な事情なく、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に条件をつけることその他の不利益な取扱いをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障害者が現に日常生活又は社会生活において、社会的障壁の除去を必要とすることが認識される場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するため、その実施が相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなるものを除き、必要かつ適切な変更、調整等を行うことをいう。

(6)～(8) (略)

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害を理由とする不当な差別的取扱いを行うこと又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (4) 障害を理由とする不当な差別的取扱い 客観的にやむを得ないと認められる特別な事情なく、障害又は障害に関連する事由により障害者を区別し、排除し、又は制限すること、障害者に条件をつけることその他の不利益な取扱いをいう。
- (5) 合理的配慮の提供 障害者が現に日常生活又は社会生活において、社会的障壁の除去を必要とすることが認識される場合において、当該障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するため、その実施が相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課すこととなるものを除き、必要かつ適切な変更、調整等を行うことをいう。

(6)～(8) (略)

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消は、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと。

(3) 全ての障害者は、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大される必要があること。

(4) 障害を理由とする差別の多くが、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、全ての市民が障害及び障害者に対する知識及び理解を深める必要があること。

(5) 合理的配慮の提供は、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害者が現に置かれている状況を踏まえ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含め、合理的な範囲で、柔軟に行われる必要があること。

(6) 差別を解消するための取組は、当該差別をした者を一方的に非難するのではなく、障害の有無にかかわらず、共に学び合い、共に協力していくことを基本とすること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本的な理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別を解消するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(市民及び事業者への啓発)

(2) 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと。

(3) 全ての障害者は、言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大される必要があること。

(4) 障害を理由とする差別の多くが、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、全ての市民が障害及び障害者に対する知識及び理解を深める必要があること。

(5) 合理的配慮の提供は、障害の特性並びに社会的障壁の除去が求められる具体的場面及び状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、障害者が現に置かれている状況を踏まえ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、代替措置の選択も含め、合理的な範囲で、柔軟に行われる必要があること。

(6) 差別を解消するための取組は、当該差別をした者を一方的に非難するのではなく、障害の有無にかかわらず、共に学び合い、共に協力していくことを基本とすること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本的な理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別を解消するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別を解消するための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別を解消するための施策

(市民及び事業者への啓発)

第7条 市は、障害及び障害者に対する知識及び理解を深めることを市民及び事業者に求め、市民及び事業者が障害を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、その普及啓発を行うものとする。

第2節 障害を理由とする差別の解消のための手続

(相談)

第9条 障害者、その家族又は支援者及び事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案について相談することができる。

2 (略)

3 市は、障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業所に対し、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市は、当該受託事業所と共同して相談業務を行うものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第10条 障害者、その家族又は支援者は、障害を理由とする差別を受けたと思われる事案(行政機関等又は事業者が市内で行う事業におけるものに限る。以下「差別事案」という。)に関して、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の障害者の家族及び支援者は、申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。

3・4 (略)

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条の調査が終了したときは、第14条第1項に規定する宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会(同項を除き、以下「調整委員会」という。)に対して、当該調査の結果を添えて、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2～6 (略)

(勧告及び公表)

第13条 調整委員会は、障害を理由とする差別をしたとされる者が、正当な理由がある

第7条 市は、障碍及び障碍者に対する知識及び理解を深めることを市民及び事業者に求め、市民及び事業者が障碍を理由とする差別を解消し、合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、その普及啓発を行うものとする。

第2節 障碍を理由とする差別の解消のための手続

(相談)

第9条 障碍者、その家族又は支援者及び事業者は、市に対し、障碍を理由とする差別に該当すると思われる事案について相談することができる。

2 (略)

3 市は、障碍者の権利擁護のために必要な援助を行う事業所に対し、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、市は、当該受託事業所と共同して相談業務を行うものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第10条 障碍者、その家族又は支援者は、障碍を理由とする差別を受けたと思われる事案(行政機関等又は事業者が市内で行う事業におけるものに限る。以下「差別事案」という。)に関して、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 前項の障碍者の家族及び支援者は、申立てをすることが当該障碍者の意に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。

3・4 (略)

(助言又はあっせん)

第12条 市長は、前条の調査が終了したときは、第14条第1項に規定する宝塚市障碍を理由とする差別の解消に関する調整委員会(同項を除き、以下「調整委員会」という。)に対して、当該調査の結果を添えて、助言又はあっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2～6 (略)

(勧告及び公表)

第13条 調整委員会は、障碍を理由とする差別をしたとされる者が、正当な理由がある

ときを除き、前条のあつせんを受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあつせんに従わないときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することを市長に求めることができる。

2 市長は、調整委員会から前項の規定による勧告を求められたときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に必要な措置をとるよう勧告することができる。

3～5 (略)

第3節 宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会
(調整委員会)

第14条 市は、差別事案に関する申立てに係る助言又はあつせんを行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会を設置する。

2～4 (略)

ときを除き、前条のあつせんを受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらずあつせんに従わないときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することを市長に求めることができる。

2 市長は、調整委員会から前項の規定による勧告を求められたときは、当該障害を理由とする差別をしたとされる者に必要な措置をとるよう勧告することができる。

3～5 (略)

第3節 宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会
(調整委員会)

第14条 市は、差別事案に関する申立てに係る助言又はあつせんを行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として宝塚市障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会を設置する。

2～4 (略)

宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表(第21条による改正関係)

現行	改正案
<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 やまびこ学園において福祉型児童発達支援を受けることができる者は、小学校就学前の<u>知的障害</u>のある者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 すみれ園において医療型児童発達支援を受けることができる者は、保護者又は付添人と共に通園が可能であり、かつ、小学校就学前の上肢、下肢又は体幹の機能の<u>障害</u>のある者で第1項各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>8～15 (略)</p>	<p>(利用の資格)</p> <p>第5条 やまびこ学園において福祉型児童発達支援を受けることができる者は、小学校就学前の<u>知的障^{がい}碍</u>のある者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 すみれ園において医療型児童発達支援を受けることができる者は、保護者又は付添人と共に通園が可能であり、かつ、小学校就学前の上肢、下肢又は体幹の機能の<u>障^{がい}碍</u>のある者で第1項各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>8～15 (略)</p>

宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)新旧対照表(第22条による改正関係)

現行	改正案												
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市立身体障害者支援センター条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>身体障害者</u>に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行うことにより、<u>身体障害者</u>の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図り、もって<u>身体障害者</u>の福祉を増進するため、<u>宝塚市立身体障害者支援センター</u>(以下「支援センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="245 913 794 1191"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u></td> <td>宝塚市安倉西2丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td><u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u></td> <td>宝塚市安倉南1丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>(以下「安倉西支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に住所を有する在宅の<u>身体障害者</u>で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p>	名称	位置	<u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉西2丁目1番2号	<u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉南1丁目2番1号	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市立身体障害者支援センター条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>身体障害者^{がい}</u>に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行うことにより、<u>身体障害者</u>の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図り、もって<u>身体障害者</u>の福祉を増進するため、<u>宝塚市立身体障害者支援センター</u>(以下「支援センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="852 913 1401 1191"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u></td> <td>宝塚市安倉西2丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td><u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u></td> <td>宝塚市安倉南1丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>(以下「安倉西支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略) (利用者の範囲)</p> <p>第7条 障害福祉サービス事業の目的で支援センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に住所を有する在宅の<u>身体障害者</u>で、障害者総合支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの又は身体障害者福祉法第18条第1項の規定による措置を受けたもの</p>	名称	位置	<u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉西2丁目1番2号	<u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉南1丁目2番1号
名称	位置												
<u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉西2丁目1番2号												
<u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉南1丁目2番1号												
名称	位置												
<u>宝塚市立安倉西身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉西2丁目1番2号												
<u>宝塚市立安倉南身体障害者支援センター</u>	宝塚市安倉南1丁目2番1号												

<p>(2) (略)</p> <p>2 早朝及び夕方預かり事業の目的で安倉西支援センターを利用することができる者は、障害福祉サービス事業又は地域活動支援センター事業の目的で次条の規定による支援センターの利用許可を受けている者で、その者の介護者が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 居宅外において、おおむね週4日以上、早朝及び夕方に就労しており、当該<u>身体障害者</u>を介護することが困難な者</p> <p>(2) 疾病等のため、1月以上にわたって、当該<u>身体障害者</u>を介護することが困難な者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 地域活動支援センター事業の目的で安倉南支援センターを利用することができる者は、市内に住所を有する在宅の<u>身体障害者</u>で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その利用が適当であると認められたものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 早朝及び夕方預かり事業の目的で安倉西支援センターを利用することができる者は、障害福祉サービス事業又は地域活動支援センター事業の目的で次条の規定による支援センターの利用許可を受けている者で、その者の介護者が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 居宅外において、おおむね週4日以上、早朝及び夕方に就労しており、当該<u>身体障害者</u>を介護することが困難な者</p> <p>(2) 疾病等のため、1月以上にわたって、当該<u>身体障害者</u>を介護することが困難な者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 地域活動支援センター事業の目的で安倉南支援センターを利用することができる者は、市内に住所を有する在宅の<u>身体障害者</u>で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その利用が適当であると認められたものとする。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例附則第5項の適用を受けて兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者となった者の措置に関する条例(昭和45年条例第41号)新旧対照表(第23条による改正関係)

現行	改正案
<p>(年金の支給)</p> <p>第3条 本市は、加入者の継続して加入していた期間が従前の制度と県共済制度を通算して20年以上で、かつ、その年齢が65歳を超えて生計を維持することが困難となった場合で、市長が特に必要があると認めるときは、その者が扶養していた<u>心身障害者</u>(以下「<u>障害者</u>」という。)に月額2万円の年金を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年金を受ける権利の消滅)</p> <p>第6条 第3条の年金を受ける権利は、<u>障害者</u>が死亡したときは消滅する。</p>	<p>(年金の支給)</p> <p>第3条 本市は、加入者の継続して加入していた期間が従前の制度と県共済制度を通算して20年以上で、かつ、その年齢が65歳を超えて生計を維持することが困難となった場合で、市長が特に必要があると認めるときは、その者が扶養していた<u>心身^{がい}障害者</u>(以下「<u>障害者</u>」という。)に月額2万円の年金を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年金を受ける権利の消滅)</p> <p>第6条 第3条の年金を受ける権利は、<u>障害者</u>が死亡したときは消滅する。</p>

宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表(第24条による改正関係)

現行	改正案
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第12条 市長は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、その申請に基づき、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 世帯主又はこれに準ずる者の重度の障害若しくは死亡により生活が著しく困難となった者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第12条 市長は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、その申請に基づき、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 世帯主又はこれに準ずる者の重度の障碍^{がい}若しくは死亡により生活が著しく困難となった者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表(第25条による改正関係)

現行	改正案
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障碍^{がい}を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障碍^{がい}を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

宝塚市自転車の安全利用に関する条例(平成25年条例第40号)新旧対照表(第26条による改正関係)

現行	改正案
<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自転車利用者は、<u>障害者</u>、高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 自転車利用者は、<u>障害者</u>、^{がい}高齢者又は乳幼児のそばを通行するときは、特にその安全に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p>

宝塚市民の文化芸術に関する基本条例(平成25年条例第42号)新旧対照表(第27条による改正関係)

現行	改正案
<p>(子ども、高齢者及び<u>障害者</u>の文化芸術活動の充実)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市は、高齢者及び<u>障害者</u>が行う文化芸術活動の充実を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(子ども、高齢者及び<u>障^{がい}者</u>の文化芸術活動の充実)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市は、高齢者及び<u>障^{がい}者</u>が行う文化芸術活動の充実を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。</p>

宝塚市立口腔保健センター条例(平成7年条例第9号)新旧対照表(第28条による改正関係)

現行	改正案
<p>(業務)</p> <p>第3条 口腔保健センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 口腔保健センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害^{がい}者及び障害児の歯科診療及び歯科保健の指導に関すること。</p> <p>(6) (略)</p>

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表(第29条による改正関係)

現行	改正案
<p>別表第2(第6条、第10条関係)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設のうち、当該施設の運営規程において主たる対象者を<u>知的障害者</u>とするもの</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>別表第2(第6条、第10条関係)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設のうち、当該施設の運営規程において主たる対象者を<u>知的障^{がい}碍者</u>とするもの</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年条例第19号)新旧対照表(第30条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例</u></p> <p style="text-align: center;">(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、<u>障害者等</u>が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、<u>障害者等</u>の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(屋根付広場)</p> <p>第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(休憩所及び管理事務所)</p> <p>第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例</u></p> <p style="text-align: center;">(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、<u>障害者等</u>が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及びバリアフリー法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、<u>障害者等</u>の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">(屋根付広場)</p> <p>第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、<u>障害者等</u>が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(休憩所及び管理事務所)</p> <p>第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は</p>

主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ (略)

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2)～(4) (略)

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～カ (略)

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) (略)

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ (略)

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2)～(4) (略)

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～カ (略)

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) (略)

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものであること。

2 (略)

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 (略)

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次のアからオまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ (略)

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適

2 (略)

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 (略)

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次のアからオまでに掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ (略)

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適

した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) (略)

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) (略)

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 (略)

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) (略)

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) (略)

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) (略)

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) (略)

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 (略)

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) (略)

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年条例第22号)新旧対照表(第31条による改正関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、バリアフリー法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第4号及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロック <u>視覚障害者</u>に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、<u>障害者等</u>の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(立体横断施設)</p> <p>第11条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、<u>障害者等</u>の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設</p>	<p style="text-align: center;"><u>宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、バリアフリー法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第4号及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロック <u>視覚障がい者</u>に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、<u>障害者等</u>の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(立体横断施設)</p> <p>第11条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、<u>障害者等</u>の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、<u>障害者等</u>の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設</p>

ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12)・(13) (略)

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2)～(6) (略)

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) (略)

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短く

ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

(12)・(13) (略)

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

(2)～(6) (略)

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) (略)

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短く

なる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(通路)

第22条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(3) (略)

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2～4 (略)

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2)～(4) (略)

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障

なる位置に設けること。

(2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(通路)

第22条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(3) (略)

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2～4 (略)

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2)～(4) (略)

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男性用及び女性用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障

害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1)～(3) (略)

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (6) (略)

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) (略)

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

- (3) (略)

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 (略)

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合

碍者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

- (2) 高齢者、障碍者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1)～(3) (略)

(4) 出入口には、高齢者、障碍者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障碍者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (6) (略)

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) (略)

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障碍者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

- (3) (略)

(4) 高齢者、障碍者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 (略)

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障碍者等が見やすい位置に、高齢者、障碍者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障碍者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合

自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 (略)

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(積雪等対策)

第34条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、必要な措置を講ずるものとする。

自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 (略)

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(積雪等対策)

第34条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、必要な措置を講ずるものとする。

宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表(第32条による改正関係)

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者(身体上又は精神上著しい<u>障害</u>があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「单身生活困難者」という。)を除く。)で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその<u>障害の程度</u>が、次のアからウまでに掲げる<u>障害の種類</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの</p> <p>ア <u>身体障害</u> 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する<u>程度</u></p> <p>イ <u>精神障害</u>(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する<u>程度</u></p> <p>ウ <u>知的障害</u> イに規定する<u>精神障害の程度</u>に相当する<u>程度</u></p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その<u>障害</u>の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項に規定する収入の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げ</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者(身体上又は精神上著しい<u>障^が碍</u>があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「单身生活困難者」という。)を除く。)で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその<u>障^が碍の程度</u>が、次のアからウまでに掲げる<u>障^が碍の種類</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの</p> <p>ア <u>身体障^が碍</u> 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する<u>程度</u></p> <p>イ <u>精神障^が碍</u>(知的障^が碍を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する<u>程度</u></p> <p>ウ <u>知的障^が碍</u> イに規定する<u>精神障^が碍の程度</u>に相当する<u>程度</u></p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その<u>障^が碍</u>の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当するもの</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項に規定する収入の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げ</p>

る金額とする。

- (1) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、次のアからエまでに定める場合 214,000円(改良市営住宅に入居しようとする場合にあっては139,000円)

ア 入居者又は同居者が第2項第2号に規定する障害者(同号イの精神障害にあっては3級に該当する程度である者及び同号ウの知的障害にあっては精神障害の3級に相当する程度である者を除く。)である場合

イ・ウ (略)

- (2)・(3) (略)

- 5 第2項に規定する収入の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 入居者の心身の状況、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、次のアからウまでに定める場合 214,000円(改良市営住宅に入居しようとする場合にあっては139,000円)

ア 入居者が第2項第2号に規定する障害者(同号イの精神障害にあっては3級に該当する程度である者及び同号ウの知的障害にあっては精神障害の3級に相当する程度である者を除く。)である場合

イ・ウ (略)

- (2)・(3) (略)

- 6 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させること

る金額とする。

- (1) 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、次のアからエまでに定める場合 214,000円(改良市営住宅に入居しようとする場合にあっては139,000円)

ア 入居者又は同居者が第2項第2号に規定する障害者(同号イの精神障害にあっては3級に該当する程度である者及び同号ウの知的障害にあっては精神障害の3級に相当する程度である者を除く。)である場合

イ・ウ (略)

- (2)・(3) (略)

- 5 第2項に規定する収入の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 入居者の心身の状況、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、次のアからウまでに定める場合 214,000円(改良市営住宅に入居しようとする場合にあっては139,000円)

ア 入居者が第2項第2号に規定する障害者(同号イの精神障害にあっては3級に該当する程度である者及び同号ウの知的障害にあっては精神障害の3級に相当する程度である者を除く。)である場合

イ・ウ (略)

- (2)・(3) (略)

- 6 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

2・3 (略)

- 4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させること

ができる。

(使用者の決定)

第55条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

ができる。

(使用者の決定)

第55条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)新旧対照表(第33条による改正関係)

現行	改正案
<p>(扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)～(4) (略) (5) 身体又は精神に著しい<u>障害</u>のある者</p>	<p>(扶養手当) 第5条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)～(4) (略) (5) 身体又は精神に著しい<u>障^{がい}碍</u>のある者</p>

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(第34条による改正関係)

現行	改正案
<p>(扶養手当) 第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい<u>障害</u>のある者</p>	<p>(扶養手当) 第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 身体又は精神に著しい<u>障^{がい}碍</u>のある者</p>

宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例(昭和38年条例第5号)新旧対照表(第35条による改正関係)

現行	改正案
<p>(支給条件)</p> <p>第2条 賞じゅつ金及び見舞金は、消防職員等がその職務に従事するに当たって、身の危険を顧みることなく、職務を遂行したことによって次の各号の一に該当する災害を受けた場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷し、又は疾病にかかり、治癒したときに地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)第29条第2項に規定する各障害等級に該当する<u>障害者</u>となったとき。</p> <p>(3) 負傷し、又は疾病にかかり、治癒したときに<u>障害</u>の程度が前号に至らないとき。</p> <p>(<u>障害者賞じゅつ金</u>)</p> <p>第4条 消防職員等が第2条第2号に該当するに至ったときは、別表第2に定めるところにより<u>障害者賞じゅつ金</u>を支給する。</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p><u>障害者賞じゅつ金</u></p> <p>表 (略)</p>	<p>(支給条件)</p> <p>第2条 賞じゅつ金及び見舞金は、消防職員等がその職務に従事するに当たって、身の危険を顧みることなく、職務を遂行したことによって次の各号の一に該当する災害を受けた場合に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 負傷し、又は疾病にかかり、治癒したときに地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)第29条第2項に規定する各障害等級に該当する^{がい}<u>障害者</u>となったとき。</p> <p>(3) 負傷し、又は疾病にかかり、治癒したときに<u>障碍</u>の程度が前号に至らないとき。</p> <p>(<u>障碍者賞じゅつ金</u>)</p> <p>第4条 消防職員等が第2条第2号に該当するに至ったときは、別表第2に定めるところにより<u>障碍者賞じゅつ金</u>を支給する。</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p><u>障碍者賞じゅつ金</u></p> <p>表 (略)</p>

宝塚市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)新旧対照表(第36条による改正関係)

現行	改正案
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>障害の状態となった場合</u>又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>障害の状態となったときは</u>、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところ</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>障害の状態となった場合</u>又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは<u>障害の状態となったときは</u>、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところ</p>

による。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については、1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

による。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障碍の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障碍の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については、1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 重度心身障害者

4 (略)

(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1) (略)

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に

(1)～(5) (略)

(6) 重度心身障害者

4 (略)

(傷病補償年金)

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1) (略)

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の傷病等級に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

第9条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に

該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3・4 (略)

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ、同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

(1)～(3) (略)

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等

該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3・4 (略)

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによる。

(1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級

(2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級

(3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級

7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ、同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。

(1)～(3) (略)

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等

級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態(次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。)にあること。

2・3 (略)

第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき

級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

(介護補償)

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(遺族補償年金)

第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態(次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。)にあること。

2・3 (略)

第12条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき

当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

(1) 55歳に達したとき(特定障害状態にあるときを除く。)

(2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。)

(6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)

2 (略)

(遺族補償一時金)

第16条の2 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応

当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

(1) 55歳に達したとき(特定障害状態にあるときを除く。)

(2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。)

(6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)

2 (略)

(遺族補償一時金)

第16条の2 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応

じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(1) (略)

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち非常勤消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍

(3) (略)

2 (略)

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異状な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異状な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(損害補償の制限)

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な事由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾

じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(1) (略)

(2) 第15条第1項第3号に該当する者のうち非常勤消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍

(3) (略)

2 (略)

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異状な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異状な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45)を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(損害補償の制限)

第19条 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な事由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾

病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(損害補償の経過措置)

第2条 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障害若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

(障害補償年金差額一時金)

第3条の3 (略)

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額(加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)を差し引いた額

(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げ

病、障碍若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障碍の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(損害補償の経過措置)

第2条 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)前に発生した事故による死亡若しくは負傷又は適用日前にその発生が確定した疾病による死亡若しくは障碍若しくはその発生が確定した疾病に係る損害補償については、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

(障害補償年金差額一時金)

第3条の3 (略)

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給する。

(1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額(加重後の障碍が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額(加重後の障碍が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)を差し引いた額

(2) その者の加重前の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げ

る額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に当該障害補償年金に係る第9条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第1項の規定による金額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した金額)で除して得た数を乗じて得た額

3～5 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

2・3 (略)

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。))。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

る額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に当該障害補償年金に係る第9条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第1項の規定による金額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した金額)で除して得た数を乗じて得た額

3～5 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第3条の4 (略)

2・3 (略)

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額(加重後の障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。))。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

5・6 (略)

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記4 参照】

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記5 参照】

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する

5・6 (略)

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記4 参照】

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記5 参照】

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する

者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記6 参照】

- 4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。
 - (1)・(2) (略)
- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつ

者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

【別記6 参照】

- 4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。
 - (1)・(2) (略)
- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつ

ては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

【別記7 参照】

6・7 (略)

ては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

【別記7 参照】

6・7 (略)

【別記4】

(現行)

2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に <u>該当する障害</u> に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に <u>該当する障害</u> に係る障害補償年金にあつては、0.81)

(改正案)

2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び 障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に <u>該当する障害</u> に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に <u>該当する障害</u> に係る障害補償年金にあつては、0.81)

【別記5】

(現行)

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.88
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)

(改正案)

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.88
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった <u>障害について</u> 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に <u>該当する障害</u> に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった <u>障害について</u> 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に <u>該当する障害</u> に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった <u>障害について</u> 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に <u>該当する障害</u> に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった <u>障害について</u> 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に <u>該当する障害</u> に係る障害補償年金にあつては、0.91)

【別記6】

(現行)

2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)

(改正案)

2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)

【別記7】

(現行)

障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

(改正案)

障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

議案第25号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（採用後1年以内に修了するこ
とを予定している者を含む。）」を加える。

附則第3項の前の見出し及び同項を削り、附則第4項に見出しとして「（支援の単位に
関する経過措置）」を付し、同項を附則第3項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第25号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものを_____でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員等に関する経過措置)</p> <p>3 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものを<u>(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(支援の単位に関する経過措置)</p> <p>3 (略)</p>

議案第 26 号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について

宝塚市奨学金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例

宝塚市奨学金条例（平成 16 年条例第 32 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の属する年度の前年度において、この条例による廃止前の宝塚市奨学金条例（以下「旧条例」という。）の規定により修学資金の貸付を受けた者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有するものとし、当該規定による修学資金の貸付を受けることができる。

3 旧条例の規定による修学資金の貸付を受けた者（前項の規定により貸付を受けた者を含む。）に係る修学資金の償還については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正）

4 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表教育委員会の部宝塚市奨学生選考委員会の項中「宝塚市奨学金条例（平成 16 年条例第 32 号）による」を「宝塚市奨学金条例を廃止する条例（令和 2 年条例第 号）附則第 2 項の規定による修学資金の貸付に係る」に改める。

（宝塚市奨学基金条例の一部改正）

5 宝塚市奨学基金条例（昭和 41 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項の規定に基づき、教育の機会均等を図ることを目的に、経済的理由により修学困難な者に対する修学に要する資金に充てるため、宝塚市奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

議案第26号

宝塚市奨学金条例を廃止する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(附則第4項による改正関係)

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	<u>宝塚市奨学金条例(平成16年条例第32号)による</u> 奨学生の選考に関する事務	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	<u>宝塚市奨学金条例を廃止する条例(令和2年条例第 号)附則第2項の規定による修学資金の貸付に係る奨学生の選考に関する事務</u>	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人

宝塚市奨学基金条例(昭和41年条例第11号)新旧対照表 (附則第5項による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 宝塚市奨学基金条例(平成16年条例第32号)第2条に規定する<u>修学資金</u>(以下「<u>修学資金</u>」という。)に要する資金に充てるため、<u>宝塚市奨学基金</u>(以下「<u>基金</u>」という。)を設置する。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項の規定に基づき、<u>教育の機会均等を図ることを目的に、経済的理由により修学困難な者に対する修学に要する資金に充てるため、宝塚市奨学基金</u>(以下「<u>基金</u>」という。)を設置する。</p>

議案第27号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4(1)の部から(3)の部までを次のように改める。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「認定計画」という。)に記載された建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この表において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合((2)の部及び(3)の部において「他の計画記載建築物の場合」という。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円

消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の判定の申請に対する審査	その他の場合	モデル建物法による場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネ第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更しようとする部分（以下この部において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この部、(3)の部、(5)の部及び(6)の部において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
			その他の場合	238,000円（モデル建物法による場合にあっては、93,000円）
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円（モデル建

			平方メートル未満のもの	物法による 場合にあっては、 158,000円)
			変更部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上の もの	変更部分の 床面積に応じ、(1)の 部に定める 金額に相当 する額
(3) 建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 軽微変更 該当証明 申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分 の変更した部分(以下この 部において「変更部分」と いう。)の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	12,000円
			変更部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上の もの	変更部分の 床面積に応じ、(1)の 部に定める 金額に相当 する額
		その他の場合	変更部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のも の	238,000円 (モデル建 物法による 場合にあつ

			ては、 93,000円)
		変更部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建 物法による 場合にあっ ては、 158,000円)
		変更部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上の もの	変更部分の 床面積に応 じ、(1)の 部に定める 金額に相当 する額

別表第4(4)の部中

「

別に市長が定める機関により作
成された建築物省エネ法第30条
第1項第1号に規定する基準に適
合する性能向上計画であると認
める旨の書類が添付されていな
い場合又は別に市長が定める書
類が添付されていない場合

」

を

「

その他の場合

」

に改め、同表(7)の部中

「

別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合

を

別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合

に、

別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されていない場合又は別に市長が定める書類が添付されて

いない場合

」

を

「

その他の場合

」

に、

「

仕様基準による場合

」

を

「

モデル住宅法又は仕様基準による場合

」

に、

「

共同住宅等	全ての住戸が仕様基準による場合
	その他の場合

」

を

「

共同住宅等	全ての住戸がフロア入力法又は仕様基準による場合
	その他の場合

」

に、

「

住宅部分	全ての住戸が仕様基準による場合
	その他の場合

」

を

「

住宅部分	単位住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の数が1である住宅部分の全ての住戸がモデル住宅法による場合、単位住戸の数が2以上である住宅部分の全ての住戸がフロア入力法による場合又は全ての住戸が仕様基準による場合
	その他の場合

」

に改め、同表備考1中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同表備考10を同表備考13とし、同備考13の前に次のように加える。

12 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

別表第4備考9を同表備考11とし、同表備考8中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同備考8を同表備考10とし、同表備考7の次に次のように加える。

8 この表において「モデル住宅法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。

9 この表において「フロア入力法」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u>第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「仕様基準」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準をいう。</p> <p>9 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、この表に定める当該申請に係る複合建築物の各部分の金額を合算した金額とする。</p>	<p>別表第4(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「モデル建物法」とは、(1)、(2)、(3)及び(7)の部においては<u>基準省令</u></p> <hr/> <p>第1条第1項第1号ロ、(4)の部においては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2))に規定する基準をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「モデル住宅法」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)</u>に規定する基準をいう。</p> <p>9 この表において「フロア入力法」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)</u>に規定する基準をいう。</p> <p>10 この表において「仕様基準」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)</u>に規定する基準をいう。</p> <p>11 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、この表に定める当該申請に係る複合建築物の各部分の金額を合算した金額とする。</p> <p>12 <u>建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の部又は(5)の部に定める区分に</u></p>

10 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

応じて算出した金額の合計額とする。

13 性能向上計画の認定の申請に建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、別表第1(1)の部に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した額とする。

【別記】

(現行)

名称	事務の区分		金額	
(1) 建築物省エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネ法第12条第1項又は建築物省エネ法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の判定の申請に対する審査	モデル建物法	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
			その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円		
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円		
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円		
	(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネ法第12条第2項又は建築物省エネ法第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の判定の申請に対する審査	確保計画に係る非住宅部分の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下この表において「算出方法」という。)の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この部、(3)の部、(5)の部及び(6)の部において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物法による場合には、93,000円)
変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			388,000円 (モデル建物法による場合には、158,000円)	
変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの			変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額	

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当している旨の証明の申請に対する審査		確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建築物法による場合 ² にあつては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建築物法による場合 ² にあつては、158,000円)
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以	別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第30条第1項第1号		

	<p>下 「<u>性能向上計画</u>」 という。)の認 定の申請に 対する審査</p>	<p>に規定する 基準に適合 する性能向 上計画であ ると認めら れる旨の書 類が添付さ れていない 場合は又は 別に市長が 定める書類 が添付され ていない場 合</p>	
<p>(7) 建築物のエネルギー消費性に関する定請数</p>	<p>建築物エネルギー 省エネ法第36 条第1項の規定 に基づく建築物 エネルギー</p>	<p>別に市長が定 める機関によ り作成された 建築物省エネ 法第2条</p>	

消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査

第3項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合

別に市長が定める機能により作成された建築物省	一戸建ての住宅	仕様基準による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円	
共同住宅等	全ての住戸が仕様基準によ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	66,000円	

<u>エ</u> <u>ネ</u> <u>法</u> <u>第</u> <u>2</u> <u>条</u> <u>第</u> <u>3</u> <u>号</u> <u>に</u> <u>規</u> <u>定</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>建</u> <u>築</u> <u>物</u> <u>エ</u> <u>ネ</u> <u>ル</u> <u>ギ</u> <u>ー</u> <u>消</u> <u>費</u> <u>性</u> <u>能</u> <u>基</u> <u>準</u> <u>に</u> <u>適</u> <u>合</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>建</u> <u>築</u> <u>物</u> <u>で</u> <u>あ</u> <u>る</u> <u>と</u> <u>認</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>旨</u> <u>の</u> <u>書</u> <u>類</u> <u>が</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>さ</u> <u>れ</u> <u>て</u> <u>い</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>又</u> <u>は</u> <u>別</u> <u>に</u> <u>市</u> <u>長</u> <u>が</u> <u>定</u> <u>め</u> <u>る</u> <u>書</u> <u>類</u> <u>が</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>さ</u> <u>れ</u> <u>て</u> <u>い</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>場</u> <u>合</u>			<u>る</u> <u>場</u> <u>合</u>	ル以上2,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
			<u>そ</u> <u>の</u> <u>他</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
		<u>複</u> <u>合</u> <u>建</u> <u>築</u> <u>物</u>	<u>住</u> <u>宅</u> <u>部</u> <u>分</u>	<u>全</u> <u>て</u> <u>の</u> <u>住</u> <u>戸</u> <u>が</u> <u>仕</u> <u>様</u> <u>基</u> <u>準</u> <u>に</u> <u>よ</u> <u>る</u> <u>場</u> <u>合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	181,000円	

				未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
			<u>その他の場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

(改正案)

名称	事務の区分		金額					
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の判定の申請に対する審査	建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「認定計画」という。)に記載された建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における建築物省エネ法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この表において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合((2)の部及び(3)の部において「他の計画記載建築物の場合」という。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円				
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円				
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円				
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円				
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円				
			その他の場合	モデル建物法による場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円		
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円		
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円		
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円		
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円		
					その他の場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
							床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円				
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円		
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円							
(2) 変更後	建築物省	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更しようとする部分(以下こ	12,000円				

<u>の建築物エネルギー消費性確保計画に係る適合性判定申請手数料</u>	<u>エネルギー法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく確保計画の変更の判定の申請に対する審査</u>		<u>の部において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この部、(3)の部、(5)の部及び(6)の部において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</u>	
			<u>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	35,000円
			<u>変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u>	<u>変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額</u>
			<u>その他の場合</u>	
(3) <u>建築物エネルギー消費性確保計画</u>	<u>建築物のエネルギー消費性確保計画</u>	<u>他の計画記載建築物の場合</u>	<u>変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	238,000円(モデル建物法による場合にあつては、93,000円)
			<u>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	388,000円(モデル建物法による場合にあつては、158,000円)
			<u>変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u>	<u>変更部分の床面積に応じ、(1)の部に定める金額に相当する額</u>
			<u>確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	12,000円
			<u>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	35,000円

画 軽 微 変 更 該 当 証 明 申 請 手 数 料	に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 28 年 国 土 交 通 省 令 第 5 号。 以 下 「 施 行 規 則 」 と い う。) 第 11 条 の 規 定 に 基 づ く 確 保 計 画 の 変 更 が 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て い る 旨 の 証 明 の 申 請 に 対 す る 審 査		<u>変更部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上のもの</u>	<u>変更部分 の床面積 に応じ、 (1) の 部 に定める 金額に相 当する額</u>
		その他の場合	<u>変更部分の床面積の合計が300 平方メートル未満のもの</u>	<u>238,000 円(モデル 建物法 による場 合にあ っては、 93,000 円)</u>
			<u>変更部分の床面積の合計が300 平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの</u>	<u>388,000 円(モデル 建物法 による場 合にあ っては、 158,000 円)</u>
			<u>変更部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上のもの</u>	<u>変更部分 の床面積 に応じ、 (1) の 部 に定める 金額に相 当する額</u>
(4) 建 築 エ ネ ル 一 費 能 上	建 築 省 エ ネ ル 法 第 29 条 第 1 項 の 定	そ の 他 の 場 合		

<p>認定申請数</p>	<p>に基づく建築物エネルギー消費性向計画（以下「性能向上計画」という。）の認定申請に対する審査</p>	
<p>(7) 建築物のエネルギー消費性に関する認定申請数</p>	<p>建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の</p>	<p>別に市長が定める機関により作成された建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費</p>

定の申請に対する審査

性能基準に適合する建築物であること認められる旨の書類が添付されている場合又は別に市長が定める書類が添付されている場合

その他の場合	一戸建ての住宅	<u>モデル住宅法又は仕様基準による場合</u>	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	<u>共同住宅等</u>	<u>全ての住戸がフロア入力法又は仕様基準による場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円

	床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	126,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	181,000円
	床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	328,000円
	床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	533,000円
	床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	940,000円
その他の場 合	床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	74,000円
	床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満 のもの	126,000円
	床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	222,000円
	床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	310,000円
	床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	604,000円
	床面積の合計が 25,000平方メー	1,045,000円

			トル以上50,000平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円	
複 合 建 築 物	住宅部分	<u>単位住戸(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。以下同じ。)の数が1である住宅部分の全ての住戸がモデル住宅法による場合、単位住戸の数が2以上である住宅部分の全ての住戸がフロア入力法による場合又は全ての住戸が仕様基準による場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
			<u>その他の場合</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	126,000円

--	--	--	--	--

のもの	
床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの	222,000円
床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの	310,000円
床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	604,000円
床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	1,045,000円
床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円

議案第28号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宝塚市営住宅管理条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、市長が」を「その他既存入居者又は同居者の心身の状況等からみて、」に改める。

第6条第2項第9号中「この号において」を削る。

第9条第4項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者」を加える。

第12条第1項中「次条に規定する連帯保証人」を「緊急時の連絡先となる者」に改め、同条第4項中「連帯保証人」を「緊急時の連絡先となる者」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第32条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を「規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「責」を「責め」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条第4号中「の規定に関する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第34条の見出し中「保管義務」を「義務」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

第43条の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者（規則で定める者を除く。）は、第1項の検査のときまでに、畳の表替え及びふすまの張り替えを行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された改正前の第12条及び第13条の規定による連帯保証契約による連帯保証債務については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第32条及び第33条の規定は、施行日以後に行う市営住宅の修繕について適用し、施行日以前に行った市営住宅の修繕については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第43条第3項の規定は、施行日以後に行う市営住宅の明渡しについて適用し、施行日以前に行った市営住宅の明渡しについては、なお従前の例による。

議案第28号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が_____入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「単身生活困難者」という。)を除く。)で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は_____同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の心身の状況等からみて、入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「単身生活困難者」という。)を除く。)で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下_____「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

(入居者の選考)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦_____

_____、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(市営住宅の入居手続)

第12条 入居決定者は、前条第1項の通知のあった日から10日以内に、次条に規定する連帯保証人1人の連署した市営住宅使用証書に第16条に規定する敷金を添えて提出し、市長の入居の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項に規定する市営住宅使用証書に連帯保証人_____の連署を必要としないことができる。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める者でなければならない。

2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

3 入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合は、直ちに市長に届け出て、前項に規定する連帯保証人の変更の手続をしなければならない。

(1) 住所が不明になったとき。

(2) 後見又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 失業又はその他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じ

(入居者の選考)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者、引揚者、炭鉱離職者、老人、

心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(市営住宅の入居手続)

第12条 入居決定者は、前条第1項の通知のあった日から10日以内に、緊急時の連絡先となる者_____1人の連署した市営住宅使用証書に第16条に規定する敷金を添えて提出し、市長の入居の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項に規定する市営住宅使用証書に緊急時の連絡先となる者_____の連署を必要としないことができる。

第13条 削除

議案第 29 号

宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市消防団条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市消防団条例（昭和 44 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「団員」」を「「消防団員」」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（定員）

第 3 条 消防団員の定員は 200 人とし、次に掲げる消防団員の区分の定員を、当該各号に定める人数とする。

（1）次号に掲げる消防団員以外の消防団員（以下「基本団員」という。） 185 人

（2）特定の消防事務に限って従事し、かつ、当該消防事務の量、困難性等、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金（第 15 条に規定する退職報償金をいう。）を支給することが適当でない消防団員（以下「機能別団員」という。） 15 人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）第 4 条に規定する消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、同条第 1 項第 1 号の規定に基づく場合にあっては前項の消防団員の定員とし、同条第 3 項の規定に基づく場合にあっては前項第 1 号の基本団員の定員とする。

第 4 条中「その他の団員」を「団長以外の消防団員」に改め、同条第 1 号中「居住す

る」を「在住し、又は在勤する」に改め、同条第2号中「団員」を「消防団員」に改める。

第5条中「団員」を「消防団員」に改める。

第6条及び第7条第1項中「団員」を「消防団員」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第9条中「団員」を「消防団員」に改める。

第10条中「団員」を「基本団員」に改める。

第11条中「団員」を「消防団員」に改める。

第12条中「団員」を「消防団員」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第13条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、同条第3項中「団員」を「基本団員」に改める。

第14条及び第15条中「団員」を「消防団員」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

区分	階級	支給単位	金額	摘要
基本団員	団長	年額	164,500円	
	副団長	年額	97,500円	
	分団長	年額	71,300円	本部付を含む。
	副分団長	年額	52,300円	
	部長	年額	47,500円	
	班長	年額	39,800円	
	団員	年額	32,000円	
機能別団員	団員	日額	2,000円	午前0時から午後12時までを1日とする。

別表第3中「その他の」を削る。

（宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、5年以上」を削り、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。

(1) 勤務年数が5年未満である者

(2) 宝塚市消防団条例（昭和44年条例第15号）第3条第1項第2号に規定する者

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勤務年数の算定等）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その期間は、勤務年数に算入しない。

(1) 一定期間勤務しなかったことが明白であるとき。

(2) 第2条第2号に該当する者として勤務したとき。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表中「その他の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条（第2号に係る部分に限る。）及び第4条の2（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この条例の施行の際現に消防団員である者は、当該各号に規定する者に該当しないものとみなす。

議案第29号

宝塚市消防団条例及び宝塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団条例(昭和44年条例第15号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「<u>団員</u>」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務及びその他身分取扱いに関する事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第3条 <u>団員の定員は、200人とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長(以下「<u>団長</u>」という。)は、宝塚市消防団(以下「<u>消防団</u>」という。)の推薦に基づき市長が任命し、<u>その他の団員</u>は、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(1) 本市に居住する<u> </u>18歳以上の者。ただし、団長が特に必要があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(2) 志操堅固、身体強健であって、<u>団員</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「<u>消防団員</u>」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務及びその他身分取扱いに関する事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第3条 <u>消防団員の定員は200人とし、次に掲げる消防団員の区分の定員を、当該各号に定める人数とする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる消防団員以外の消防団員(以下「基本団員」という。)</u> 185人</p> <p>(2) <u>特定の消防事務に限って従事し、かつ、当該消防事務の量、困難性等、消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金(第15条に規定する退職報償金をいう。)を支給することが適当でない消防団員(以下「機能別団員」という。)</u> 15人</p> <p>2 <u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)第4条に規定する消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、同条第1項第1号の規定に基づく場合にあっては前項の消防団員の定員とし、同条第3項の規定に基づく場合にあっては前項第1号の基本団員の定員とする。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長(以下「<u>団長</u>」という。)は、宝塚市消防団(以下「<u>消防団</u>」という。)の推薦に基づき市長が任命し、<u>団長以外の消防団員</u>は、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(1) 本市に<u>在住し、又は在勤する</u>18歳以上の者。ただし、団長が特に必要があると認める者については、この限りでない。</p> <p>(2) 志操堅固、身体強健であって、<u>消防団</u></p>

___として適当と認められる者
(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員___となることができない。

(1)～(3) (略)

(分限)

第6条 任命権者は、団員___が次の各号の一に___該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) (略)

2 団員___は、前条各号(第3号を除く。)の一に___該当するに至ったときは、その身分を失う。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員___が次の各号の一に___該当する場合には、これに対して懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 団員___たるにふさわしくない非行があった場合

2 (略)

(服務規律)

第9条 団員___は、団長の招集によって出勤し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員___が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。

2 団員___は、特別の事情がない限りその半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員___は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第12条 団員___は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させるような行動をしてはならない。

(報酬)

第13条 団員___には、報酬を支給する。

2 (略)

員として適当と認められる者
(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1)～(3) (略)

(分限)

第6条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(4) (略)

2 消防団員は、前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(懲戒)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対して懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 消防団員たるにふさわしくない非行があった場合

2 (略)

(服務規律)

第9条 消防団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事する。ただし、招集を受けない場合であっても、市内に水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 基本団員が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。

2 基本団員は、特別の事情がない限りその半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第12条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は___著しくその活動能率を低下させるような行動をしてはならない。

(報酬)

第13条 消防団員には、報酬を支給する。

2 (略)

<p>3 <u>団員</u>が年の中途でその職を離れたとき又は職の区分の異動があったときは、その月分までの報酬を月割をもって支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員</u>が水火災への出動、警戒及び訓練等の職務に従事するときは、別表第2により費用を弁償する。</p> <p>2 <u>団員</u>が職務のため旅行するときは、別表第3により費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(公務災害補償、賞じゅつ金及び退職報償金)</p> <p>第15条 <u>団員</u>の公務災害補償、賞じゅつ金及び退職報償金については、別に条例で定める。</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>3 <u>基本団員</u>が年の中途でその職を離れたとき又は職の区分の異動があったときは、その月分までの報酬を月割をもって支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>消防団員</u>が水火災への出動、警戒及び訓練等の職務に従事するときは、別表第2により費用を弁償する。</p> <p>2 <u>消防団員</u>が職務のため旅行するときは、別表第3により費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(公務災害補償、賞じゅつ金及び退職報償金)</p> <p>第15条 <u>消防団員</u>の公務災害補償、賞じゅつ金及び退職報償金については、別に条例で定める。</p> <p>別表第1(第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>
---	---

【別記1】

(現行)

<u>区分</u>	<u>支給単位</u>	<u>金額</u>	<u>摘要</u>
<u>団長</u>	<u>年額</u>	<u>164,500円</u>	
<u>副団長</u>	<u>年額</u>	<u>97,500円</u>	
<u>分団長</u>	<u>年額</u>	<u>71,300円</u>	<u>本部付を含む。</u>
<u>副分団長</u>	<u>年額</u>	<u>52,300円</u>	
<u>部長</u>	<u>年額</u>	<u>47,500円</u>	
<u>班長</u>	<u>年額</u>	<u>39,800円</u>	
<u>その他の団員</u>	<u>年額</u>	<u>32,000円</u>	

(改正案)

<u>区分</u>	<u>階級</u>	<u>支給単位</u>	<u>金額</u>	<u>摘要</u>
<u>基本団員</u>	<u>団長</u>	<u>年額</u>	<u>164,500円</u>	
	<u>副団長</u>	<u>年額</u>	<u>97,500円</u>	
	<u>分団長</u>	<u>年額</u>	<u>71,300円</u>	<u>本部付を含む。</u>
	<u>副分団長</u>	<u>年額</u>	<u>52,300円</u>	
	<u>部長</u>	<u>年額</u>	<u>47,500円</u>	
	<u>班長</u>	<u>年額</u>	<u>39,800円</u>	
	<u>団員</u>	<u>年額</u>	<u>32,000円</u>	
<u>機能別団員</u>	<u>団員</u>	<u>日額</u>	<u>2,000円</u>	<u>午前0時から午後12時までを1日とする。</u>

【別記2】

(現行)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		4級
副分団長		
部長		
班長		
その他の団員		

(改正案)

区分	基準	級別
団長	宝塚市職員等の旅費に関する条例(昭和41年条例第21号)による。	2級
副団長		3級
分団長(本部付を含む。)		4級
副分団長		
部長		
班長		
_____ 団員		

議案第30号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））、令和元年10月4日、
議案第96号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第
1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
2 契約の方法 一般競争入札
3 契約の金額 ￥519,200,000.-
4 契約の相手方 西宮市塩瀬町生瀬1131番地
株式会社森組 阪神営業所
所長 日 浦 豊
5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
6 工事概要 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
土工 一式
かんきよ
函渠工 一式
仮設工 一式 」
- 中
「3 契約の金額 ￥519,200,000.- 」
を
「3 契約の金額 ￥577,188,700.- 」
に変更する。

議案第30号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

- 1 工事期間 着工 令和元年10月4日
完工予定 令和3年3月31日
- 2 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付）

議案第31号

権利の放棄について

事件の概要

相手方は、平成8年(1996年)1月31日から市営[REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居後、家賃を滞納し、再三再四の催告にもかかわらず、家賃を納付しなかったため、平成19年(2007年)12月25日に使用許可を取り消した。

しかしながら、その後も相手方が居住し続けたため、平成20年(2008年)5月23日に神戸地方裁判所伊丹支部へ本件住宅の明渡し及び市営住宅使用料の支払を求める訴えを提起した。

平成20年(2008年)7月29日、本件住宅の明渡しと市営住宅使用料の支払を相手方に命じる判決が確定し、同年11月4日に本件住宅明渡しの強制執行を断行した。

その後、弁護士法人へ収納業務を委託し、催告し続けたが支払がなされず居所不明となり、連帯保証人も死亡している状況の中、平成30年(2018年)7月28日に消滅時効が完成し、債権回収が著しく困難であるので、権利の放棄をしようとするものである。

議案第 3 2 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年（2020 年）2 月 1 4 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

1 放棄する権利の内容

市が相手方に対して有する、平成 1 9 年（2007 年）3 月 2 8 日付けクリーンセンタープラスチック類選別等処理（単価契約）業務委託契約に関する神戸地方裁判所伊丹支部平成 2 1 年（ワ）第 6 0 4 号賠償金等請求事件及び平成 2 2 年（ワ）第 3 9 4 号委託料請求事件の確定判決による次に掲げる債権の支払請求権（(2)については、賠償金に係る平成 2 1 年（2009 年）8 月 2 8 日から同月 3 1 日までを算定期間とする確定済みのもの）

(1)	賠 償 金	7 9, 4 9 2, 0 8 5 円
(2)	遅 延 損 害 金	5 9, 8 8 4 円
(3)	違 約 金	5 1, 8 6 3, 2 0 0 円
(4)	R P F 売却代金	7 4, 4 3 4 円
(5)	訴 訟 費 用	4 8 0, 8 6 0 円

2 相手方



議案第32号

権利の放棄について

事件の概要

本市と相手方[REDACTED]は、平成19年(2007年)3月28日付けで、宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理(単価契約)業務委託契約(以下「本件契約」という。)を締結したが、本件契約の締結に関し、当時の相手方役員が賄賂を供与した疑いで逮捕・起訴され、有罪判決が確定した。

これを受け、本市は、平成21年(2009年)8月24日到達の書面によって、相手方に対し、本件契約の解除を通告し、併せて賠償金103,726,400円及び違約金51,863,200円を請求したが、納期限までに納付されなかったため、同年9月2日及び同月17日到達の書面によって、本市が相手方に支払うべき同年7月分及び8月分委託料(計24,234,315円)と賠償金とを相殺する旨の意思表示を行った。

しかし、その後の本市の督促にもかかわらず、残る賠償金及び違約金について納付されなかったため、同年11月2日に神戸地方裁判所伊丹支部に、本件契約に基づき相手方が本市に支払うべきRPF売却代金を含めた賠償金等の支払を求める訴えを提起し、平成23年(2011年)7月25日に相手方が本市に対して賠償金等を支払うよう命じる判決が言い渡された。

その後、相手方に対し再三再四の催告を行ったが、相手方は賠償金等を納付しなかった。また、相手方の代表者も死亡し、現住所地(支店所在地を含む。)において法人としての実態もない状態であり、相手方の財産も不明であることから、権利の放棄をしようとするものである。

議案第33号

和解することについて

次のとおり国家賠償請求事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市は、国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所伊丹支部平成30年（ワ）第194号国家賠償請求事件

2 当事者 原告 [REDACTED]

被告 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 中川智子

補助参加人 東京都港区北青山2丁目8番35号

独立行政法人日本スポーツ振興センター

代表者理事長 大東和美

3 和解の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、既払い金31万9607円のほかに、金450万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、(1)記載の金員を、令和2年4月6日限り、原告指定の原告代理人名義の預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告はその余の請求を放棄する。
- (4) 原告、被告及び補助参加人は、本件に関し、原告と被告との間、原告と補助参加人との間、被告と補助参加人との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第33号

和解することについて

事件の概要

平成15年(2003年)7月11日午前8時25分頃、市立宝塚小学校運動場において、相手方の同級生が持ち上げた側溝の溝蓋が相手方の左足つま先に落下し、相手方は左足つま先を負傷した。

本件事故は、学校管理下で起きた事故であり、側溝の溝蓋を固定するなどの適切な処置が行われていなかったために発生したものであることから、学校の設置者である本市の施設の設置及び管理上の瑕疵による事故と認め、平成18年(2006年)1月から相手方と損害賠償についての協議を開始したが、賠償の範囲やその内容について、相手方と協議が調わず、平成21年(2009)年12月に本件事故に関する交渉については、相手方の左足つま先が症状固定するまで一旦保留とすることで合意した。

その後、相手方から、平成27年(2015年)7月に症状固定した旨の通知が、平成28年(2016年)3月に損害賠償を求める旨の通知があり、賠償額について相手方との交渉を進めたが協議が調わなかったため、平成30年(2018年)6月29日付けで、相手方は本市を被告として金2,310万7,283円の支払を求める国家賠償訴訟を神戸地方裁判所伊丹支部に提起した。

今般、神戸地方裁判所伊丹支部より和解勧告があったことを受け、今回の和解に至ったものである。

議案第 34 号

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「、中播農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案 34号

兵庫県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について
兵庫県市町村職員退職手当組合格約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)新旧対照表
(現行)

別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市
兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

(改正案)

別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市
兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合_____、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

議案第35号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4527	4527号線	起点	仁川北3丁目69番20		m	m
		終点	仁川北3丁目69番29		30.30	最大 6.00 最小 6.00

議案第36号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4528	4528号線	起点	宝梅1丁目23番22		m	m
		終点	宝梅1丁目23番18		12.50	最大 6.00 最小 6.00

議案第37号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4529	4529号線	起点	山本丸橋1丁目47番6		m	m
		終点	山本丸橋1丁目47番9		16.55	最大 6.00 最小 6.00

議案第38号

市道路線の認定について

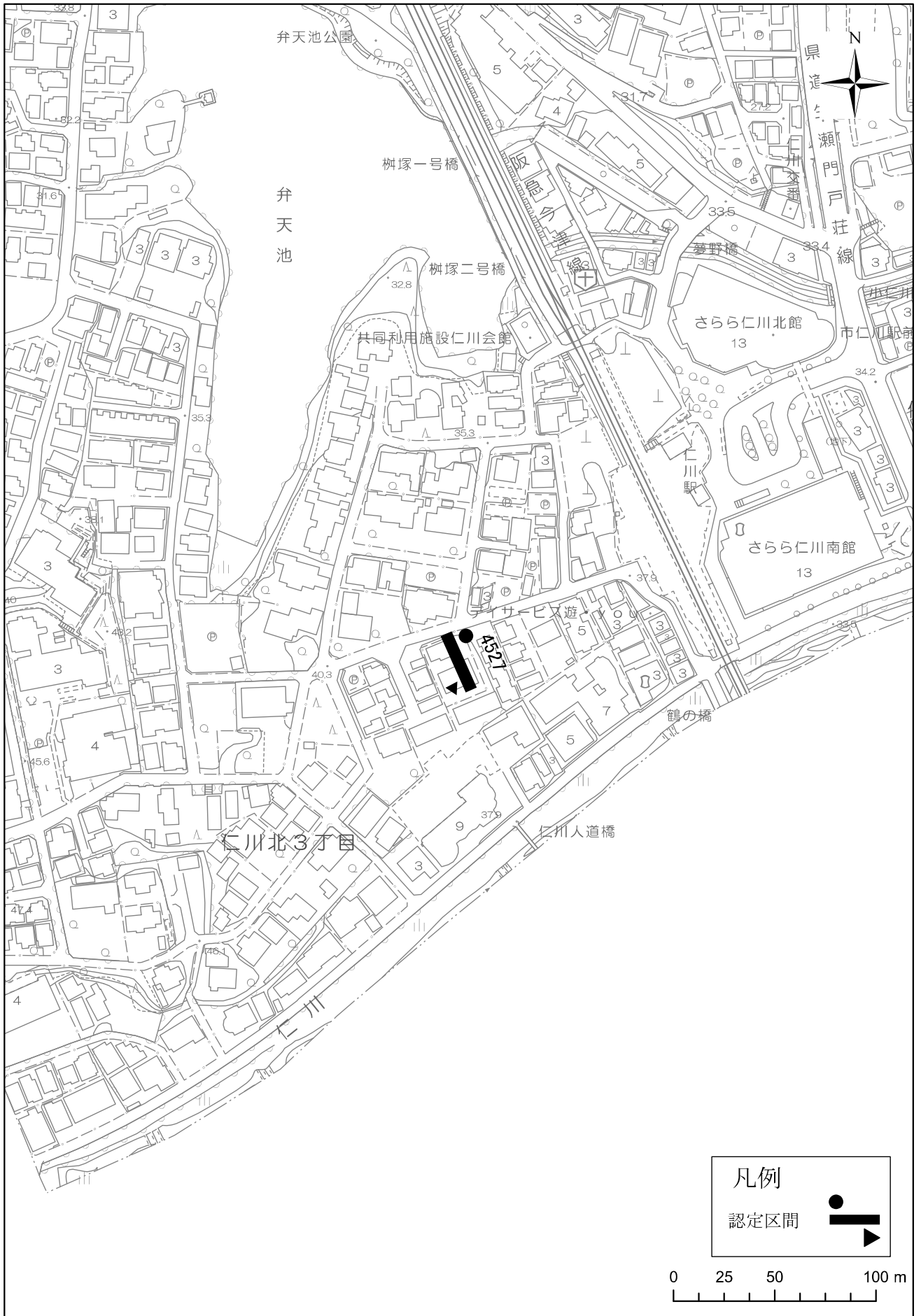
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

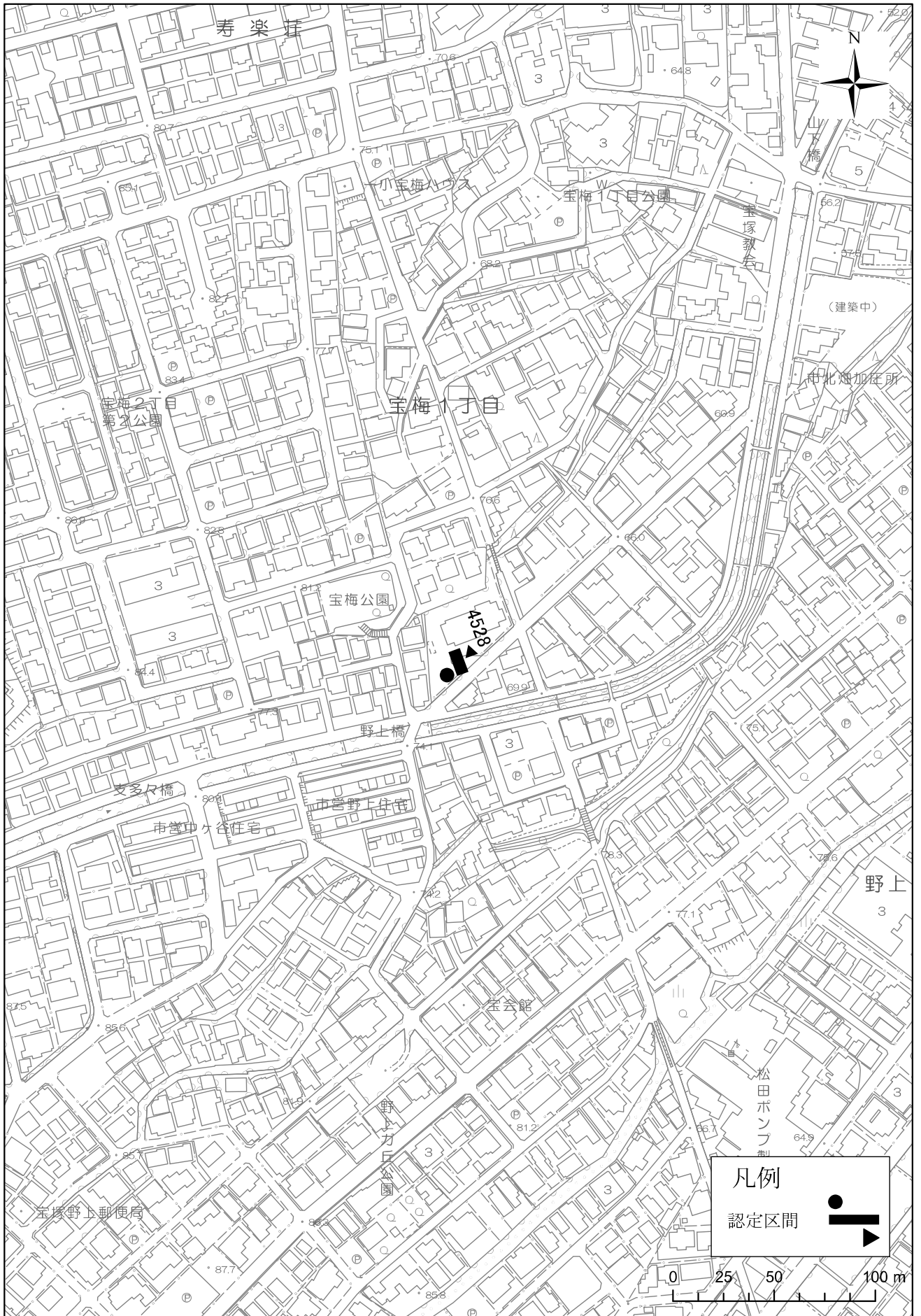
宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4530	4530号線	起点	清荒神2丁目75番11		m 32.10	m 最大 5.30 最小 4.50	
		終点	清荒神2丁目75番14				
4531	4531号線	起点	清荒神2丁目75番1		m 14.00	m 最大 2.30 最小 2.30	歩行者 専用通路
		終点	清荒神2丁目75番13				

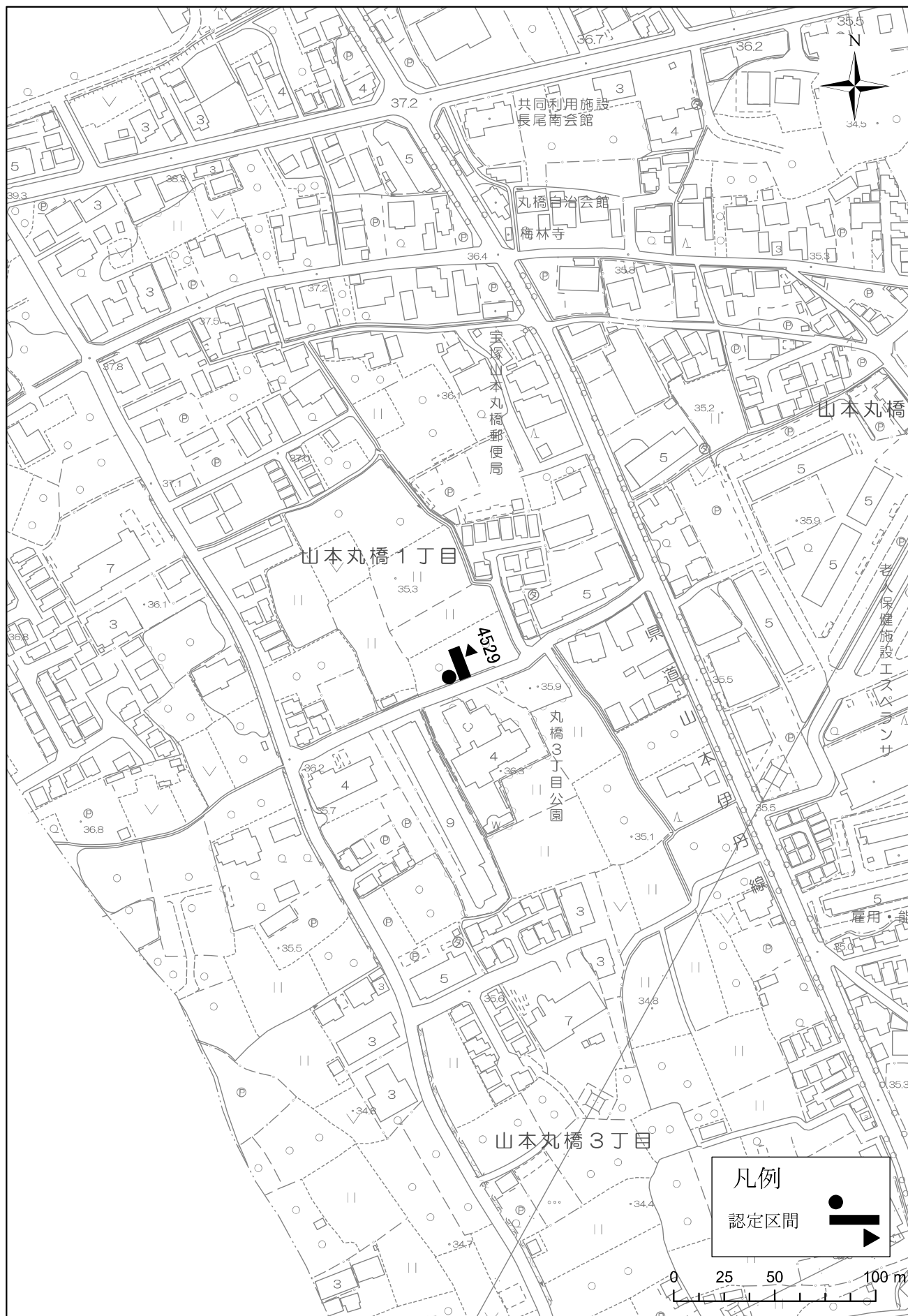
議案第35号
市道路線の認定について
認定路線図



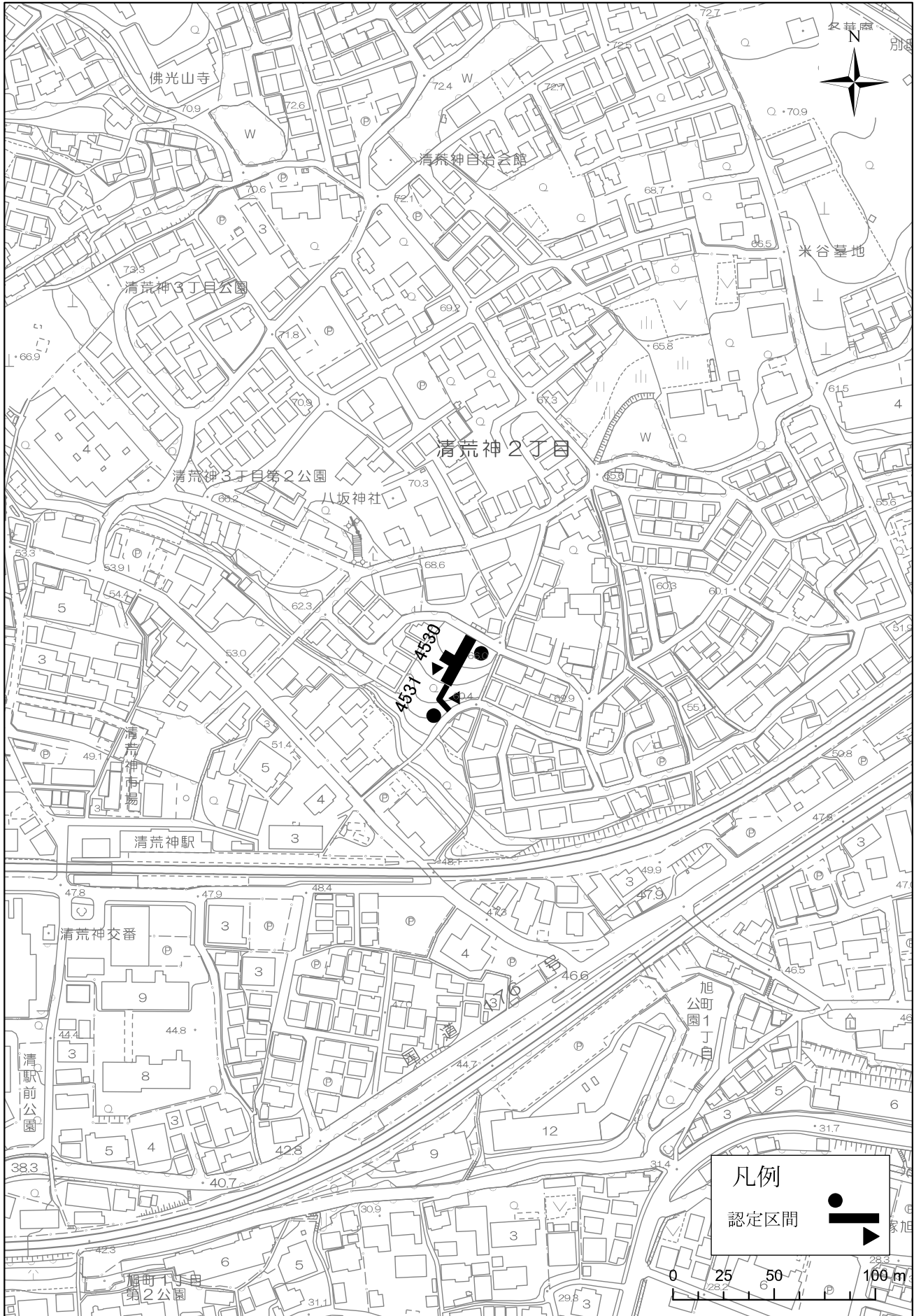
議案第36号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第37号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第38号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第39号

市道路線の認定について

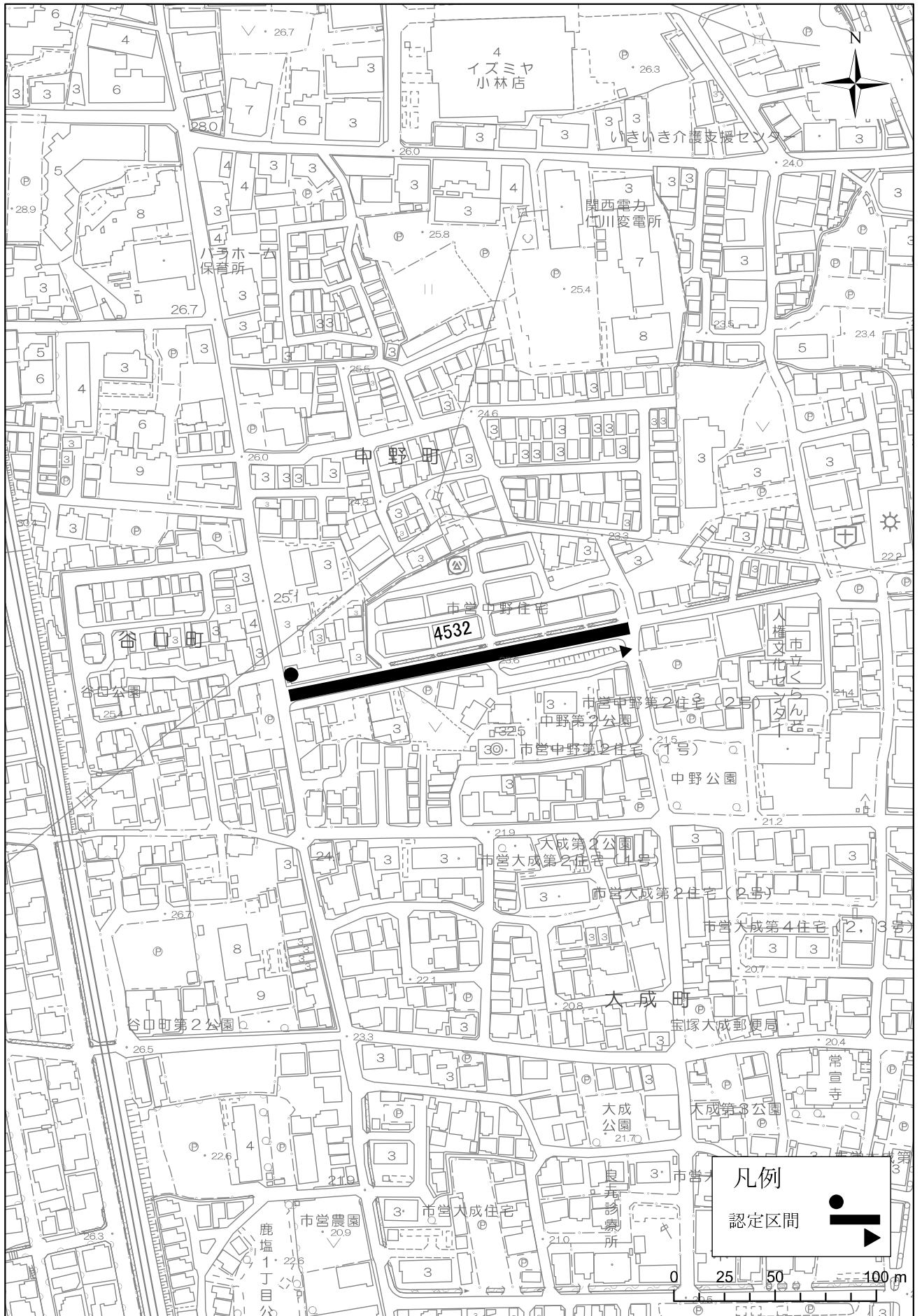
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4532	4532号線	起点	中野町174番1		m	m
		終点	中野町205番2		171.30	最大 16.60 最小 11.50

議案第39号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第40号

市道路線の全部廃止について

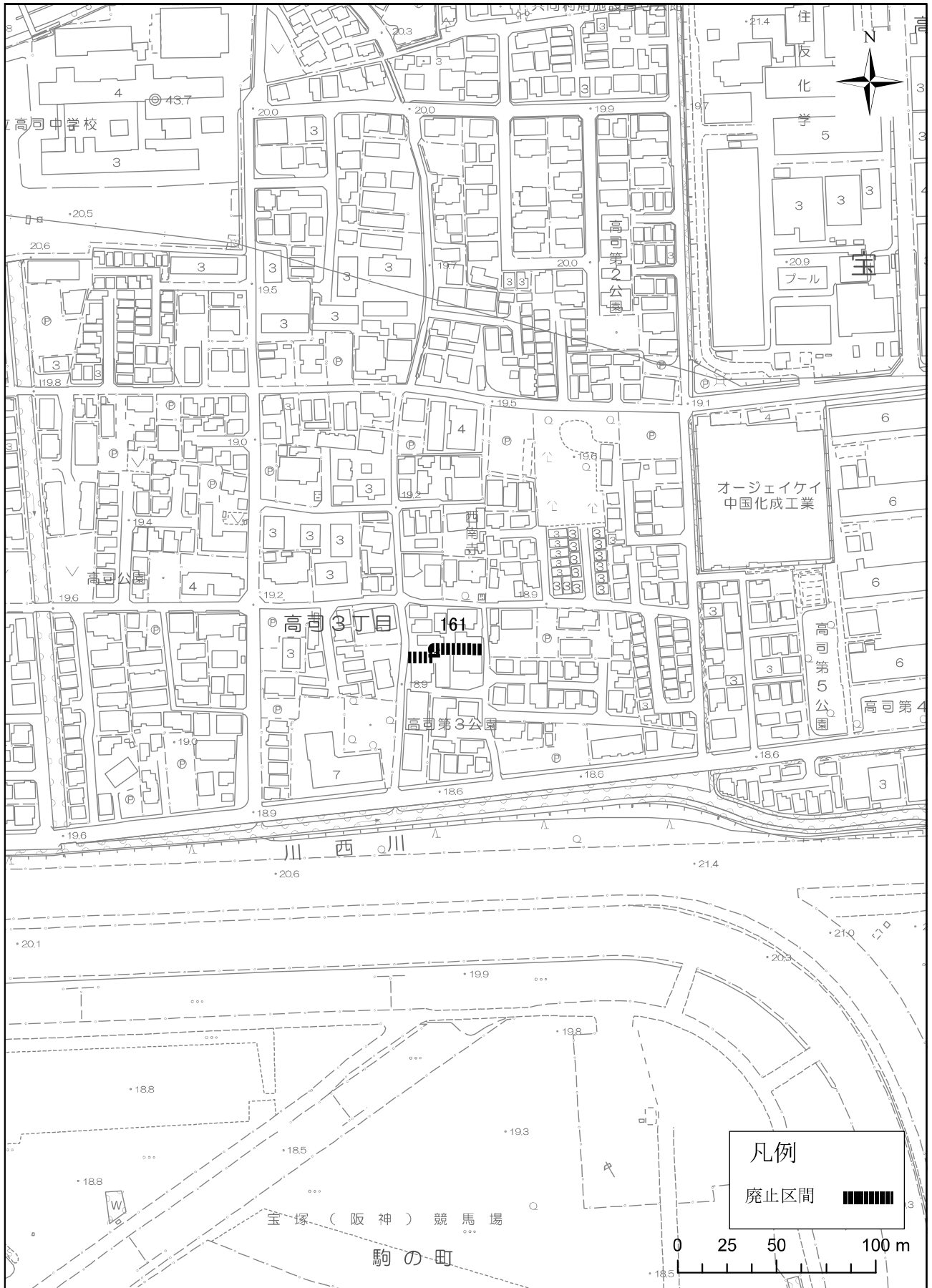
次のとおり市道路線を全部廃止しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
161	161号線	起 点	蔵人字高司419番1		m	m
		終 点	蔵人字高司434番		68.00	最大 1.80 最小 1.80

議案第40号
市道路線の全部廃止について
認定路線図



議案第41号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市公平委員会の委員3人のうち1人の任期が、令和2年4月6日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住所



氏名 沖 明 美

議案第41号

宝塚市公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて
宝塚市公平委員会の委員に選任しようとする者

住所 [REDACTED]

氏名 沖 明 美

生年月日 [REDACTED]

学歴 [REDACTED]

職歴 [REDACTED]

昭和60年10月	株式会社関西計画技術研究所入社
平成13年11月	社会保険労務士登録
平成14年 9月	沖社会保険労務士事務所開業 現在に至る。
平成25年 4月	兵庫県社会保険労務士会西宮支部副支部長
平成28年 4月	宝塚市公平委員会委員 現在に至る。
平成31年 4月	兵庫県社会保険労務士会西宮支部幹事 現在に至る。

地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～12 (略)

議案第 42 号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて

宝塚市監査委員 3 人のうち 1 人の任期が、令和 2 年 4 月 8 日をもって満了するため、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年（2020 年）2 月 14 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市監査委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 小 川 克 弘

議案第42号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて
宝塚市監査委員に選任しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 小 川 克 弘
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
職 歴 昭和51年11月 等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所
昭和57年 3月 公認会計士登録
昭和59年 1月 税理士登録
公認会計士・税理士小川克弘事務所開設
現在に至る。
平成28年 4月 宝塚市監査委員
現在に至る。

地方自治法(抜粋)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～6 (略)